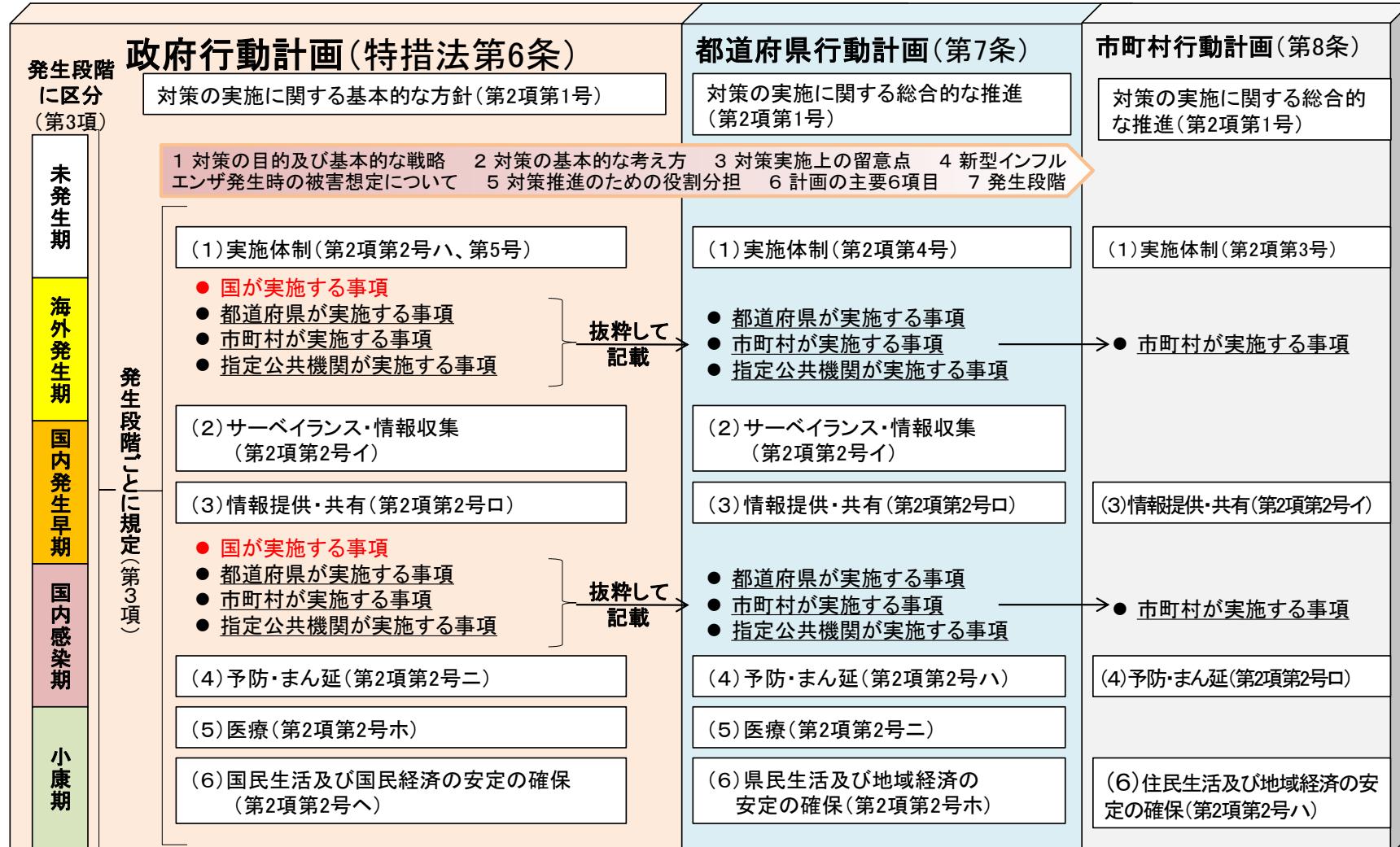


政府行動計画に記載された都道府県及び市町村等が実施すべき事項

1. 新型インフルエンザ等対策に関する計画の構造等について

特措法に基づき地方公共団体が処理する事務は、第一号法定受託事務 → 国は、対策に係る事務の処理(行動計画の作成を含む。)の基準を定める



2. 新型インフルエンザ等対策政府行動計画と都道府県・市町村等の対策・措置等の記載について

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
<p>新型インフルエンザ等対策<u>政府</u>行動計画</p> <p>平成25年6月7日</p>	<p>新型インフルエンザ等対策<u>青森県</u>行動計画</p> <p>平成〇年〇月〇日</p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
<p>I. はじめに</p> <p>II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新型インフルエンザ等対策の目的 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 4. 新型インフルエンザ発生時の被害想定 5. 対策の推進のための役割分担 6. <u>政府行動計画の主要6項目</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) 実施体制 (2) サーベイランス・情報収集 (3) 情報提供・共有 (4) 予防・まん延防止 (5) 医療 (6) <u>国民生活・国民経済の安定</u> 7. 発生段階 <p>III. 各段階における対策</p> <p>未発生期</p> <p>実施体制 サーベイランス・情報収集 情報提供・共有 予防・まん延防止 医療 <u>国民生活・国民経済の安定</u></p> <p>海外発生期</p> <p>実施体制 サーベイランス・情報収集 情報提供・共有 予防・まん延防止</p>	<p>I. はじめに</p> <p>II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新型インフルエンザ等対策の目的 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 4. 新型インフルエンザ発生時の被害想定 5. 対策の推進のための役割分担 6. <u>青森県行動計画の主要6項目</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) 実施体制 (2) サーベイランス・情報収集 (3) 情報提供・共有 (4) 予防・まん延防止 (5) 医療 (6) <u>県民生活・地域経済の安定</u> 7. 発生段階 <p>III. 各段階における対策</p> <p>未発生期</p> <p>実施体制 サーベイランス・情報収集 情報提供・共有 予防・まん延防止 医療 <u>県民生活・地域経済の安定</u></p> <p>海外発生期</p> <p>実施体制 サーベイランス・情報収集 情報提供・共有 予防・まん延防止</p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
<p>医療 <u>国民生活・国民経済の安定</u></p> <p>国内発生早期</p> <p>実施体制 サーベイランス・情報収集 情報提供・共有 予防・まん延防止 医療 <u>国民生活・国民経済の安定</u></p> <p>国内感染期</p> <p>実施体制 サーベイランス・情報収集 情報提供・共有 予防・まん延防止 医療 <u>国民生活・国民経済の安定</u></p> <p>小康期</p> <p>実施体制 サーベイランス・情報収集 情報提供・共有 予防・まん延防止 医療 <u>国民生活・国民経済の安定</u></p> <p>別添</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策</u> ○<u>特定接種対象者の基準の考え方及び基準</u> <p>参考資料（添付省略） 用語解説 新型インフルエンザ発生後の主な対策の流れ（イメージ）</p>	<p>医療 <u>県民生活・地域経済の安定</u></p> <p>国内発生早期</p> <p>実施体制 サーベイランス・情報収集 情報提供・共有 予防・まん延防止 医療 <u>県民生活・地域経済の安定</u></p> <p>国内感染期</p> <p>実施体制 サーベイランス・情報収集 情報提供・共有 予防・まん延防止 医療 <u>県民生活・地域経済の安定</u></p> <p>小康期</p> <p>実施体制 サーベイランス・情報収集 情報提供・共有 予防・まん延防止 医療 <u>県民生活・地域経済の安定</u></p> <p>別添</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>特定接種対象者の基準の考え方及び基準</u> ○<u>参考資料（添付省略）</u> <p>用語解説 新型インフルエンザ発生後の主な対策の流れ（イメージ）</p>

< 総論部分 >

I. はじめに

II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
4. 新型インフルエンザ発生時の被害想定
5. 対策の推進のための役割分担
6. 青森県行動計画の主要 6 項目
 - (1) 実施体制
 - (2) サーベイランス・情報収集
 - (3) 情報提供・共有
 - (4) 予防・まん延防止
 - (5) 医療
 - (6) 県民生活・地域経済の安定
7. 発生段階

< 各論部分 >

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
<p>III. 各段階における対策</p> <p>以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合、<u>国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。</u></p> <p>対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、<u>ガイドライン等</u>に定めることとする。</p>	<p>III. 各段階における対策</p> <p>以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、<u>国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。</u></p> <p>対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、<u>マニュアル等</u>に定めることとする。</p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画		左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
未発生期		未発生期
未発生期	未発生期	未発生期
<p>未発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。 <p>目的 :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) <u>国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。</u> <p>対策の考え方 :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からぬことから、平素から警戒を怠らず、<u>本政府行動計画等</u>を踏まえ、<u>地方公共団体等</u>との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、<u>国民全体</u>での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 3) 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、<u>国際的な連携</u>を図り、継続的な海外からの情報収集を行うとともに、<u>動物のサベイランス</u>に努める。 4) 海外での新型インフルエンザの発生を防ぐことにつながる可能性があるため、<u>鳥類等の動物のインフルエンザが多発している国</u>に対して協力・支援を行う。 	<p>未発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。 <p>目的 :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 <p>対策の考え方 :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からぬことから、平素から警戒を怠らず、<u>本青森県行動計画等</u>を踏まえ、<u>市町村等</u>との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、<u>県民全体</u>での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 	<p>未発生期</p>
<p>(1) 実施体制</p> <p>(1)-1 政府行動計画等の作成 国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関は、特措法の規定に基</p>	<p>(1) 実施体制</p> <p>(1)-1 青森県行動計画等の作成 県、市町村、指定（地方）公共機関は、特措法の規定に基づき、発生</p>	

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
未発生期	未発生期
<p>づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。<u>(内閣官房、その他全省庁)</u></p> <p>(1)-2 体制の整備及び国・地方公共団体の連携強化</p> <p>① 国は、国における取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた中央省庁業務継続計画の策定の対策のフォローアップを進める。<u>(内閣官房、その他全省庁)</u></p> <p>② 国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する¹。<u>(内閣官房、その他全省庁)</u></p> <p>③ 国は、都道府県行動計画、市町村行動計画、指定（地方）公共機関における業務計画の作成、<u>新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家、行政官等の養成等</u>を支援する。<u>(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)</u></p> <p>④ 国は、<u>都道府県が自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等と連携を進めるための必要な支援を行う。</u><u>(厚生労働省、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁)</u></p> <p>(1)-3 國際間の連携</p> <p>① 国は、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や諸外国等と速やかに情報共有できる体制を整備する。<u>(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省)</u></p> <p>② 国は、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・開発等に関する国際的な連携・協力体制を構築する。<u>(外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)</u></p>	<p>前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。<u>(所管部局名)</u></p> <p>(1)-2 体制の整備及び国・地方公共団体の連携強化</p> <p>② 県、国、市町村、指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。<u>(所管部局名)</u></p> <p>③ 県は、市町村行動計画、指定（地方）公共機関における業務計画の作成を支援する。<u>(所管部局名)</u></p> <p>④ 県は、自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等と連携を進める。<u>(所管部局名)</u></p>

¹ 特措法第12条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
未発生期	未発生期
<p>③ 国は、医療従事者や専門家、行政官等の人材育成のために、研修員受入、専門家派遣、現地における研修等を行う。(外務省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省)</p> <p>④ 国は、新型インフルエンザ等の発生を想定した諸外国との共同訓練を実施する。(厚生労働省)</p> <p>⑤ 国は、新型インフルエンザ等発生時に、国際機関又は発生国からの要請に応じて派遣できるよう、疫学、検査、臨床、家畜衛生等からなる海外派遣専門家チームを編成する。(外務省、厚生労働省、農林水産省)</p> <p>⑥ 国は、国際的な連携強化を含む調査研究を充実する。(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省)</p> <p>⑦ 国は、病原体検体の、国際機関（WHO、国際獣疫事務局（OIE）等）を通じた国際的な共有の在り方を検討する。(外務省、厚生労働省、文部科学省)</p>	
<p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>(2)-1 情報収集 国は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。また、<u>在外公館、国立感染症研究所（WHO インフルエンザコラボレーティングセンター等）及び検疫所は、情報を得た場合には、速やかに</u>関係部局に報告する。<u>情報収集源としては、以下のとおりとする。</u>(厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省) <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等） ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリ ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所 ・ 地方公共団体 <p>(2)-2 通常のサーベイランス ① 国は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、<u>指定</u></p> </p>	<p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>(2)-1 情報収集 県は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。また、情報を得た場合には、速やかに<u>関係部局に報告する。</u>(<u>所管部局名</u>)</p> <p>(2)-2 通常のサーベイランス ① 県及び保健所設置市は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエン</p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
未発生期	未発生期
<p><u>届出機関（約 5,000 の医療機関）</u>において患者発生の動向を調査し、全国的な流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の約 500 の医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。<u>（厚生労働省）</u></p> <p>② 国は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。<u>（厚生労働省）</u></p> <p>③ 国は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。<u>（厚生労働省、文部科学省）</u></p> <p>④ 国は、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査により、<u>国民の免疫の状況を把握する。</u><u>（厚生労働省）</u></p> <p>⑤ 国は、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、<u>関係省庁等の連携の下、得られた情報の共有・集約化を図り、新型インフルエンザの出現の監視に活用するために、国立感染症研究所において分析評価を実施する²。</u><u>（厚生労働省、農林水産省、環境省）</u></p> <p>(2)-3 調査研究</p> <p>① 国は、新型インフルエンザ等の<u>国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、専門家の養成や都道府県等との連携等の体制整備を図る。</u><u>（厚生労働省）</u></p> <p>② 国は、季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する疫学、臨床、基礎研究や検疫等の対策の有効性に関する研究を推進し、科学的知見の集積を図る。<u>（厚生労働省）</u></p>	<p>ザについて、<u>インフルエンザ定点医療機関（指定届出機関）</u>において患者発生の動向を調査し、<u>県内の流行状況について把握する。また、病原体定点医療機関（指定届出機関）</u>において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。<u>（所管部局名）</u></p> <p>② 県は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。<u>（所管部局名）</u></p> <p>③ 県は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。<u>（所管部局名）</u></p> <p>④ 県は、<u>国民の免疫の状況を把握するため国が実施する、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査に協力する。</u><u>（所管部局名）</u></p> <p>⑤ 県は、<u>新型インフルエンザの出現の監視に活用するために国が実施する、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集及び分析評価に協力する。</u><u>（所管部局名）</u></p> <p>(2)-3 調査研究</p> <p>① 県は、<u>新型インフルエンザ等の県内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国及び保健所設置市との連携等の体制整備を図る。</u><u>（所管部局名）</u></p>
(3) 情報提供・共有	(3) 情報提供・共有

² 特措法第13条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
未発生期	未発生期
<p>(3)-1 繼続的な情報提供</p> <p>① 国は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う³。(厚生労働省、内閣官房)</p> <p>② 国は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(厚生労働省)</p> <p>(3)-2 体制整備等</p> <p>国は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。(厚生労働省、内閣官房)</p> <p>① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた国民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。</p> <p>② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する（広報担当官を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等）。</p> <p>③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を構築する。</p> <p>④ 地域における対策の現場となる地方公共団体や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。</p> <p>⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、国民からの相談に応じるため、国の</p>	<p>(3)-1 繼続的な情報提供</p> <p>① 県は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用して、<u>県民に対して継続的に分かりやすい情報提供を行う</u>。(所管部局名)</p> <p>② 県は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(所管部局名)</p> <p>(3)-2 体制整備等</p> <p>県は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。(所管部局名)</p> <p>① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた国民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。</p> <p>② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する（広報担当者を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等）。</p> <p>③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を構築する。</p> <p>④ 地域における対策の現場となる市町村や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。</p> <p>⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、<u>県民からの相談に応じるため、県の</u></p>

³ 特措法第13条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
未発生期	未発生期
コールセンター等を設置する準備を進めるとともに、 <u>都道府県・市町村</u> に対し、コールセンター等を設置する準備を進めるよう要請する。	コールセンター等を設置する準備を進めるとともに、市町村に対し、 <u>市町村</u> のコールセンター等を設置する準備を進めるよう要請する。
(4) 予防・まん延防止	(4) 予防・まん延防止
(4)-1 対策実施のための準備	(4)-1 対策実施のための準備
(4)-1-1 個人における対策の普及	(4)-1-1 個人における対策の普及
① <u>国、都道府県、市町村、学校、事業者</u> は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター ⁴ に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。 <u>(厚生労働省、関係省庁)</u>	① <u>県、市町村、学校、事業者</u> は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。 <u>(所管部局名)</u>
② <u>国及び都道府県</u> は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。 <u>(厚生労働省、関係省庁)</u>	② <u>県</u> は、 <u>国と連携して</u> 、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。 <u>(所管部局名)</u>
(4)-1-2 地域対策・職場対策の周知	(4)-1-2 地域対策・職場対策の周知
<u>国及び都道府県等</u> は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、 <u>国及び都道府県</u> は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。 <u>(厚生労働省)</u>	<u>県及び保健所設置市</u> は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、 <u>県</u> は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。 <u>(所管部局名)</u>
(4)-1-3 衛生資器材等の供給体制の整備	
国は、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の	

⁴ 海外発生期から国内発生早期までの間に設置することとなっている。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
未発生期	未発生期
<p><u>状況を把握する仕組みを確立する。(厚生労働省)</u></p> <p>(4)-1-4 水際対策</p> <p>① 国は、水際対策関係者のために、新型インフルエンザ等に関する基礎的知識の習得のための研修を行うとともに、個人防護具、感染対策に必要な資器材の整備を行う。(関係省庁)</p> <p>② 国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、入国者の検疫の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策の実施に係る体制整備を進める。(関係省庁)</p> <p>③ 国は、事前に宿泊施設の管理者に対し説明を行い、施設の使用に関して同意を得ることができるように努め、感染したおそれのある者を停留するための特定検疫港及び特定検疫飛行場（以下「特定検疫港等」という。）の周囲の宿泊施設の確保を進める。(厚生労働省)</p> <p>④ 国は、検疫の強化の際に必要となる防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関の連携を強化する。(厚生労働省)</p> <p>(4)-1-5 調査研究等</p> <p><u>公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共交通機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼びかけなどが想定される。その運行については、所管省庁を中心に、国立感染症研究所等関連機関の協力を得て、調査研究を推進した上で、政府が新型インフルエンザ等発生時の行政や事業者の対応方針を更に検討する。</u></p> <p>(4)-2 予防接種</p> <p>(4)-2-1 研究開発</p> <p>① 国は、新型インフルエンザ発生後、ワクチン製造用のウイルス株が</p>	<p>(4)-1-4 水際対策</p> <p>④ 県は、検疫の強化の際に必要となる防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関の連携を強化する。(所管部局名)</p> <p>(4)-2 予防接種</p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
未発生期	未発生期
<p>決定されてから6か月以内に全国民分のパンデミックワクチンを製造することを目指し、細胞培養法など新しいワクチン製造法や、経鼻粘膜ワクチン等の投与方法等の研究・開発を促進するとともに、生産ラインの整備を推進する。また、これらのワクチン開発に合わせて、小児への接種用量についても検討を行う。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、新型インフルエンザ発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進する。(厚生労働省)</p>	
<p>(4)-2-2 ワクチン確保</p> <p>(4)-2-2-1 プレパンデミックワクチン</p> <p>国は、パンデミックワクチンの開発・製造には発生後に一定の時間がかかるため、それまでの間の対応として、医療従事者や国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者等に対し、感染対策の一つとして、プレパンデミックワクチンの接種を行えるよう、その原液の製造・備蓄（一部は製剤化）を進める。(厚生労働省)</p> <p>① ウィルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウィルス株の入手状況に応じてワクチン製造用の候補株の見直しを逐次検討し、その結果に即して製造を行うとともに、プレパンデミックワクチン製造に必要な新しい分離ウィルス株の弱毒化やこれに関連する品質管理等を国内で実施する体制の充実を図る。</p> <p>② プレパンデミックワクチンについて、新型インフルエンザの発生後、迅速な接種が行えるよう、必要量をあらかじめ製剤化した形で備蓄する。</p> <p>(4)-2-2-2 パンデミックワクチン</p> <p>① 国は、細胞培養法等による製造体制が整備されるまでの間、鶏卵によるパンデミックワクチンの製造体制において可能な限りの生産能力</p>	

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
未発生期	未発生期
<p>の向上を図る。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、細胞培養法等の新しい製造法が開発され、全国民分のパンデミックワクチンを国内で速やかに確保することが可能となるまでは、輸入ワクチンの確保の基本的考え方とそのプロセスについて定めておく。(厚生労働省)</p> <p>(4)-2-3 ワクチンの供給体制</p> <p>① 国は、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、都道府県に対し、管内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築するよう、要請する。(厚生労働省)</p> <p>(4)-2-4 基準に該当する事業者の登録</p> <p>① 国は、基準に該当する事業者の登録を進める。このため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、あわせて登録事業者に特定接種の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの登録事業者の具体的な地位や義務等を明示する。(厚生労働省、内閣官房、関係省庁)</p> <p>② 国は、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。(厚生労働省、関係省庁)</p> <p>(4)-2-5 接種体制の構築</p> <p>(4)-2-5-1 特定接種</p> <p>国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及びに地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。(厚生労働省、関係省</p>	<p>左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載</p> <p>(4)-2-3 ワクチンの供給体制</p> <p>② 県は、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。(所管部局名)</p> <p>(4)-2-4 基準に該当する事業者の登録</p> <p>① 県及び市町村は、国が作成した、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこと等に協力する。(所管部局名)</p> <p>② 県及び市町村は、国が事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。(所管部局名)</p> <p>(4)-2-5 接種体制の構築</p> <p>(4)-2-5-1 特定接種</p> <p>県は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、府内の接種体制を構築する。(所管部局名)</p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
未発生期	未発生期
<u>（4）-2-5-2 住民接種</u> <p>① 市町村は、国及び<u>都道府県</u>の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。<u>（厚生労働省）</u></p> <p>② 市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める<u>必要がある</u>。そのため、国及び都道府県は、技術的な支援を行う。<u>（厚生労働省）</u></p> <p>③ 市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める<u>必要がある</u>。そのため、国は、接種体制の具体的なモデルを示すなど、技術的な支援を行う。<u>（厚生労働省、関係省庁）</u></p> <p><u>（4）-2-6 情報提供</u> 国は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、<u>国民の理解促進を図る</u>。<u>（厚生労働省）</u></p>	<u>(4)-2-5-2 住民接種</u> <p>① 市町村は、国及び<u>県</u>の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。<u>（所管部局名）</u></p> <p>② 市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。そのため、県は、技術的な支援を行う。<u>（所管部局名）</u></p> <p>③ 市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。<u>（所管部局名）</u></p> <p><u>(4)-2-6 情報提供</u> 県は、<u>国が提供する</u>新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、<u>県民の理解促進を図る</u>。<u>（所管部局名）</u></p>
（5）医療	（5）医療
<u>（5）-1 地域医療体制の整備</u>	<u>(5)-1 地域医療体制の整備</u>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
未発生期	未発生期
<p>① <u>国は、医療体制の確保について具体的なマニュアル等を提供するなど、日本医師会等の関係機関と連携し、都道府県等に対し必要な助言等を行うとともに、都道府県等の体制整備の進捗状況について定期的にフォローアップを行う。</u>(厚生労働省)</p> <p>② <u>都道府県等は、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。国は都道府県等の医療体制整備の推進を支援する。</u>(厚生労働省、消防庁)</p> <p>③ <u>国は、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行うことなど、都道府県等の行動計画に具体的な内容を定めておくよう必要な助言等を行う。</u>(厚生労働省)</p> <p>④ <u>国は、都道府県等に対し、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めるよう要請する。また、国及び都道府県等は、一般的の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。</u>(厚生労働省、関係省庁)</p> <p>(5)-2 <u>国内感染期に備えた医療の確保</u> 国、都道府県等は以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組む。</p> <p>① <u>国及び都道府県等は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。</u>(厚生労働省)</p> <p>② <u>都道府県等は、地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染</u></p>	<p>① <u>県は、医療体制の確保について具体的なマニュアル等を作成するなど、県医師会等の関係機関と連携し、体制整備を進め、その進捗状況について定期的にフォローアップを行う。</u>(所管部局名)</p> <p>② <u>県及び保健所設置市は、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、地区看護協会、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、市町村、消防等の関係者からなる地域新型インフルエンザ対策協議会を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。</u>(所管部局名)</p> <p>④ <u>県は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、県及び保健所設置市は、一般的の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。</u>(所管部局名)</p> <p>(5)-2 <u>県内感染期に備えた医療の確保</u> 県は、保健所設置市と連携し、以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。(所管部局名)</p> <p>① 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。</p> <p>② 地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、医療機関（独立行</p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
未発生期	未発生期
<p>症指定医療機関等のほか、<u>指定（地方）公共機関である医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院等）又は公的医療機関等（大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等）</u>で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。</p> <p>③ <u>都道府県は、保健所設置市及び特別区の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。</u></p> <p>④ <u>都道府県は入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等⁵で医療を提供することについて検討する。</u></p> <p>⑤ <u>都道府県等は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。</u></p> <p>⑥ <u>都道府県等は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。</u></p> <p>⑦ <u>国は、大学附属病院に対し、患者対応マニュアルを作成するなど、地域の医療機関等と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を要請する。（文部科学省）</u></p> <p>⑧ <u>国は、地域感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。（消防庁）</u></p> <p>(5)-3 手引き等の策定、研修等</p>	<p>政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院等）又は公的医療機関等（大学附属病院、公立病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。</p> <p>③ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。</p> <p>④ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。</p> <p>⑤ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。</p> <p>⑥ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。</p> <p>⑧ 県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。<u>（所管部局名）</u></p> <p>(5)-3 研修等</p>

⁵ 特措法第48条

※ 同条第2項に基づき、都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
未発生期	未発生期
<p>① 国は、新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等の策定を行い、医療機関に周知する。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、都道府県等と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。(厚生労働省、都道府県)</p>	<p>② 県は、国、保健所設置市と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。(所管部局名)</p>
(5)-4 医療資器材の整備 <u>国及び都道府県等は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。国は、都道府県等に対し、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう要請する。(厚生労働省)</u>	(5)-4 医療資器材の整備 <u>県及び保健所設置市は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。県及び保健所設置市は、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行う。(所管部局名)</u>
(5)-5 検査体制の整備 <u>① 国は、新型インフルエンザの発生に備えた迅速診断キットの開発を促進する。(厚生労働省)</u> <u>② 国は、地方衛生研究所を設置する地方公共団体に対し、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備するよう要請し、その技術的支援を行う。(厚生労働省)</u>	(5)-5 検査体制の整備 <u>② 県は、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。(所管部局名)</u>
(5)-6 医療機関等への情報提供体制の整備 <u>国は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。(厚生労働省)</u>	
(5)-7 抗インフルエンザウイルス薬の科学的知見の収集・分析 <u>国は、抗インフルエンザウイルス薬の効果やウイルス薬剤耐性についての研究や情報収集を行う。(厚生労働省)</u>	
(5)-8 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ① 国及び都道府県は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等	(5)-8 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ① 県は、国の備蓄分と合わせて、県民の45%に相当する量を目標として、

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
未発生期	未発生期
<p><u>を踏まえ、国民の 45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。(厚生労働省)</u></p> <p><u>② 国は、新たな抗インフルエンザウイルス薬について、薬剤耐性ウイルスの発生状況等の情報収集を行い、全体の備蓄割合を検討する。(厚生労働省)</u></p> <p><u>③ 国は、在外公館における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を引き続き進める。(外務省)</u></p> <p>(5)-9 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備 国は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。(厚生労働省)</p>	<p>抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。 (所管部局名)</p> <p>(5)-9 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備 県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。(所管部局名)</p>
<p>(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保</p> <p>(6)-1 業務計画等の策定 ① 国及び都道府県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。(関係省庁) ② 国は、指定（地方）公共機関及び登録事業者（以下「指定（地方）公共機関等」という。）の事業継続を支援する観点から、新型インフルエンザ等の発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、具体的な対応方針を検討する。(関係省庁)</p> <p>(6)-2 物資供給の要請等 国は、都道府県と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物</p>	<p>(6) 県民生活及び地域経済の安定の確保</p> <p>(6)-1 業務計画等の策定 ① 県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。(所管部局名)</p> <p>(6)-2 物資供給の要請等 県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流</p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
未発生期	未発生期
<p>資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。<u>(関係省庁)</u></p> <p>(6)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援 国は、市町村に対し、<u>地域感染期</u>における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、<u>都道府県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。</u><u>(厚生労働省)</u></p> <p>(6)-4 火葬能力等の把握 <u>都道府県</u>は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。<u>(厚生労働省)</u></p> <p>(6)-5 物資及び資材の備蓄等⁶ 国、<u>都道府県</u>、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。</p>	<p>通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。<u>(所管部局名)</u></p> <p>(6)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援 県は、市町村に対し、<u>県内感染期</u>における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。<u>(所管部局名)</u></p> <p>(6)-4 火葬能力等の把握 県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。<u>(所管部局名)</u></p> <p>(6)-5 物資及び資材の備蓄等 県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。<u>(所管部局名)</u></p>

⁶ 特措法第10条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
海外発生期	海外発生期
<p>海外発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。 <p>目的 :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、<u>国内発生の遅延と早期発見に努める。</u> 2) <u>国内発生に備えて体制の整備を行う。</u> <p>対策の考え方 :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) <u>国内発生した場合には早期に発見できるよう国内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。</u> 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、<u>国内発生に備え、国内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、地方公共団体、医療機関、事業者、国民に準備を促す。</u> 5) 検疫等により、<u>国内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、国民生活及び国民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの製剤化・接種、パンデミックワクチンの製造開始等、国内発生に備えた体制整備を急ぐ。</u> 	<p>海外発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。 <p>目的 :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、<u>県内発生の遅延と早期発見に努める。</u> 2) <u>県内発生に備えて体制の整備を行う。</u> <p>対策の考え方 :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) <u>県内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。</u> 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、<u>県内発生に備え、県内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、県民に準備を促す。</u> 5) 検疫等により、<u>県内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、県民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。</u>
(1) 実施体制	(1) 実施体制

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
海外発生期	海外発生期
<p>(1)-1 政府の体制強化等</p> <p>① 国は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、内閣危機管理監が関係省庁と緊急協議を行い、内閣総理大臣に報告するとともに、速やかに関係省庁対策会議又は必要に応じ、内閣総理大臣が主宰し全ての国務大臣が出席する新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処方針について協議・決定する。(内閣官房、その他全省庁)</p> <p>② WHO が新型インフルエンザのフェーズ 4 の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した場合には、厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表する⁷とともに内閣総理大臣に報告する⁸。(厚生労働省)</p> <p>③ ②の報告があった時は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置場所及び期間を国会に報告するとともに、公表する⁹。</p> <p>④ 国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き(緊急を要する場合で意見を聴くいとまがないときを除く。)、政府行動計画に基づき、海外発生期の基本的対処方針について協議・決定し、直ちに公示し、周知を図り¹⁰、都道府県は都道府県対策本部を設置する¹¹。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)</p> <p>⑤ 国は、病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聞いて、必要に応じて基本的対処方針を変更し、公示する。</p>	<p>(1)-1 実施体制</p> <p>④ 県は、国が、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置した場合には、条例に基づき青森県対策本部を設置する。また、国が政府行動計画に基づき決定する海外発生期の基本的対処方針及び青森県行動計画に基づき対策を協議し、実施する。(所管部局名)</p>

⁷ 感染症法第 44 条の 2 第 1 項、44 条の 6 第 1 項

⁸ 特措法第 14 条

⁹ 特措法第 15 条第 1 項、第 2 項、第 16 条

¹⁰ 特措法第 18 条

¹¹ 特措法第 22 条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
海外発生期	海外発生期
<p>(内閣官房、その他全省庁)</p> <p>⑥ 国は、海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる¹²新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。(厚生労働省、関係省庁)</p> <p>(1)-2 國際間の連携</p> <p>① 国は、国際機関又は発生国からの要請に応じ、未発生期に編成した海外派遣専門家チームの派遣を検討する。(外務省、厚生労働省、農林水産省)</p> <p>② 国は、発生国に対しWHOが行う支援への協力をう。(関係省庁)</p>	<p>左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載</p> <p>⑥ 県は、海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断する場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。(所管部局名)</p>
(2) サーベイランス・情報収集	(2) サーベイランス・情報収集
<p>(2)-1 國際的な連携による情報収集等</p> <p>① 国は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関(WHO、OIE等)等を通じて必要な情報を収集するとともに、発生国からの情報収集を強化する。国立感染症研究所は、得た情報を速やかに関係部局に報告する。(厚生労働省、外務省、文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病原体に関する情報 ・ 疫学情報(症状、症例定義、致命率等) ・ 治療法に関する情報(抗インフルエンザウイルス薬の有効性等) <p>② 国は、国際的な連携強化を含む調査研究を強化する。特にワクチンや抗インフルエンザウイルス薬の開発等に関する連携・協力体制を構築する。(厚生労働省、文部科学省、関係省庁)</p> <p>(2)-2 国内サーベイランスの強化等</p> <p>① 国は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施</p>	<p>(2)-2 県内サーベイランスの強化等</p> <p>① 県及び保健所設置市は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサ</p>

¹² ただし、り患した場合の病状の程度があらかじめ判明していることは少ないと考えられる。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
海外発生期	海外発生期
<p>する。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、国内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する¹³。(厚生労働省)</p> <p>③ 国は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(厚生労働省、文部科学省)</p> <p>④ 国は、引き続き、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、関係省庁等の連携の下、得られた情報の共有・集約化を図る。(厚生労働省、農林水産省、環境省)</p> <p>(2)-3 調査研究 国は、病原体入手した段階で、国民の各年齢層等における抗体の保有状況の調査を行うなど、対策に必要な調査研究と分析を速やかに行い、その成果を対策に反映させる。(厚生労働省)</p>	<p>一ペイランスを実施する。(所管部局名)</p> <p>② 県は、県内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。(所管部局名)</p> <p>③ 県は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(所管部局名)</p> <p>④ 県は、引き続き、国が実施する、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に協力する。(所管部局名)</p>
(3) 情報提供・共有	(3) 情報提供・共有
<p>(3)-1 情報提供</p> <p>① 国は、国民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要となる対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係省庁のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(関係省庁)</p> <p>② このため、国は、政府対策本部及び厚生労働省における広報担当官を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並</p>	<p>(3)-1 情報提供</p> <p>① 県は、県民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要となる対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(所管部局名)</p> <p>② このため、県は、青森県対策本部に広報担当者を中心としたチームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務</p>

¹³ 感染症法第12条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
海外発生期	海外発生期
<p>びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。国は、対策の実施主体となる省庁が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、政府対策本部が調整する。(内閣官房、関係省庁)</p> <p>(3)-2 情報共有</p> <p>① 国は、地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口の設置をし、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。(内閣官房、厚生労働省)</p> <p>② 国は、メールマガジン等を通じた情報共有及び問い合わせ等に対するフィードバックにより、医療関係者との直接的な情報共有方法を行う。(厚生労働省)</p> <p>(3)-3 コールセンター等の設置</p> <p>① 国は、Q & A等を作成するとともに国のコールセンター等を設置する。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、都道府県・市町村に対し、Q & A等を配布した上、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行うよう要請する。(厚生労働省)</p> <p>③ 国は、国民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、地方公共団体や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、国民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。(厚生労働省)</p>	<p>の一本化を実施する。県は、対策の実施主体となる府内の部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、青森県対策本部が調整する。(所管部局名)</p> <p>(3)-2 情報共有</p> <p>① 県は、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口の設置をし、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。(所管部局名)</p> <p>(3)-3 コールセンター等の設置</p> <p>② 県は、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる県のコールセンター等を設置し、国が配布するQ & A等を活用し適切な情報提供を行う。また、市町村に対し、市町村のコールセンター等の設置を要請する。(所管部局名)</p>
(4) 予防・まん延防止	(4) 予防・まん延防止
<p>(4)-1 国内でのまん延防止対策の準備</p> <p>① 国及び都道府県等は、相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置</p>	<p>(4)-1 県内でのまん延防止対策の準備</p> <p>① 県、保健所設置市、国は、相互に連携し、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・</p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
海外発生期	海外発生期
<p>等) や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。また<u>国及び都道府県等は、相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。</u>(<u>厚生労働省</u>)</p>	<p>入院措置等) や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。また<u>県は、国、保健所設置市と連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。</u>(<u>所管部局名</u>)</p>
<p>(4)-2 感染症危険情報の発出等</p> <p>① <u>国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHO のフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表の前であっても、感染症危険情報を発出し、不要不急の渡航の延期や退避の可能性の検討を勧告する。</u>(<u>外務省</u>)</p> <p>② <u>国は、WHO が新型インフルエンザのフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延する恐れのある新感染症の公表をした等海外での新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、感染症危険情報を発出し、病原性の程度を踏まえ、渡航の延期を勧告するとともに、在外邦人に對し、今後出国できなくなる可能性や現地で十分な医療を受けられなくなる可能性、帰国に際し停留される可能性等について情報提供を行う。</u>(<u>外務省</u>)</p> <p>③ <u>国は、関係機関と協力して、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。</u>(<u>厚生労働省</u>)</p> <p>④ <u>国は、事業者に対し、必要に応じ、発生国への出張を避けるよう要請する。また海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。</u>(<u>関係省庁</u>)</p>	<p>(4)-3 水際対策</p> <p>(4)-3-1 発生疑いの場合の対策開始</p> <p>① <u>国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHO が新型インフルエンザのフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表又は急</u></p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
海外発生期	海外発生期
<p><u>速にまん延する恐れのある新感染症の公表前であっても、質問票の配布等により入国時の患者の発見に努める。(関係省庁)</u></p> <p>(4)-3-2 検疫の強化</p> <p>① 国は、検疫の強化については、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、病原体の病原性や感染力、海外の状況等、当該時点で得られる情報を勘案して合理的な措置を行う。なお、追加された情報や状況の変化等により、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小する。(関係省庁)</p> <p>② 国は、全入国者に対して航空・船舶会社等の協力を得ながら、入国後に発症した場合の留意事項を記載した健康カードを配布する。また、発生国からの入国者に対し、質問票の配布¹⁴、診察¹⁵等を実施し、病原性が高いおそれがある場合には、有症者の隔離¹⁶や感染したおそれのある者の停留¹⁷・健康監視¹⁸等を行う。停留・健康監視等の対象となる者の範囲については、科学的知見を踏まえ決定する。質問票等により得られた情報は、必要に応じて地方公共団体に提供する。(厚生労働省)</p> <p>③ 国は、停留を実施する場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、海外における発生状況、航空機・船舶の運航状況等に応じて、特定検疫港等を指定し、集約化を図ることを検討する。(厚生労働省、国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客機等については成田、羽田、関西、中部及び福岡空港で、貨物専用機については検疫飛行場での対応を検討する。 ・ 客船については横浜港、神戸港、関門港及び博多港で対応する。 	<p>左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載</p> <p>(4)-3-2 検疫の強化</p> <p>① 県は、検疫実施空港・港に入港する航空機・船舶の検疫については、仙台検疫所が行う検疫について、必要な協力をう。(所管部局名)</p> <p>② 県・保健所設置市は、検疫所から通報があった同乗者及び発生国からの入国者については、健康監視を実施する。(所管部局名)</p>

¹⁴ 検疫法第12条

¹⁵ 検疫法第13条

¹⁶ 検疫法第14条第1項第1号

¹⁷ 検疫法第14条第1項第2号

¹⁸ 検疫法第18条第4項、感染症法第15条の3

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
海外発生期	海外発生期
<p>・ 貨物船については、特定検疫港以外の検疫港においても対応する。 <u>ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討するものとする。</u></p> <p>④ 国は、航空機・船舶の長から検疫所に対して、発熱、咳など、健康状態に何らかの異状を呈している者が乗っているとの到着前の通報があった場合には、機内又は船内における有症者対策（隔離、マスクの着用、有症者へ接触する者の限定等）について、航空・船舶会社を通じ、対応を指示する。（厚生労働省）</p> <p>⑤ 国は、発生国から第三国経由で入国する者に対し、航空・船舶会社等の協力を得ながら、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）に基づく質問票の配付や旅券の出国証印の確認を実施するなど、発生国での滞在の有無を把握し、検疫の効果を高める。（厚生労働省、法務省、国土交通省）</p> <p>⑥ 国は、検疫の強化に伴い、検疫所、地方公共団体その他関係機関の連携を強化し、新型インフルエンザ等に対する PCR 等の検査を実施するための技術的支援を行い、検査体制を速やかに整備する。（厚生労働省、関係省庁）</p> <p>⑦ 国は、検疫の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行い、また警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導・調整する。（警察庁、海上保安庁）</p>	<p>④ 県は、検疫実施空港・港に入港する航空機・船舶の長から検疫所に対して、発熱、咳など、健康状態に何らかの異状を呈している者が乗っているとの到着前の通報があった場合に備え、必要となる防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関の連携を確認・強化する。（所管部局名）</p> <p>⑦ 県は、検疫の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。（所管部局名）</p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
海外発生期	海外発生期
(4)-3-4 密入国者対策	(4)-3-4 密入国者対策
<p>① 国は、発生国からの密入国が予想される場合、取締機関相互の連携を強化するとともに、密入国者の中に感染者又は感染の疑いのある者がいるとの情報を入手し、または認めたときは、検疫所等との協力を確保しつつ、必要な感染対策を講じた上、所要の手続をとる。（法務省、警察庁、海上保安庁）</p> <p>② 国は、発生国から到着する航空機・船舶に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロール等の監視取締りの強化を行い、また警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導・調整する。（法務省、警察庁、海上保安庁）</p> <p>③ 国は、感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動等を強化し、また警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導・調整する。（警察庁、海上保安庁）</p>	<p>② 県は、発生国から到着する航空機・船舶の出入国審査場やトランジットエリアの警戒活動等を行う。（所管部局名）</p> <p>③ 県は、感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動等を強化する。（所管部局名）</p>
(4)-3-5 水際対策関係者の感染対策	
<p>国は、水際対策関係者について、必要に応じて、個人防護具の着用、特定接種、患者からウイルスの曝露を受けた場合の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等の必要な感染対策を講じる。（関係省庁）</p>	
(4)-3-6 停留施設の使用及び航空機等の運航の制限の要請	
<p>国は、検疫対象者が増加して、停留施設の不足により停留の実施が困難であると認められる場合には、特定検疫港等の周辺の施設の管理者の同意を得て施設を使用することを原則とし、その管理者が正当な理由なく同意を行わない場合は、当該施設の特措法に基づく使用を検討する^{64¹⁹}。更に停留を行うことが著しく困難であると認められる場合であって、発生国における地域封じ込め、WHOによる発生国又はその地域への運航自粛勧告がなされた場合等、新型インフルエンザ等の国内への侵入</p>	

¹⁹ 特措法第29条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
海外発生期	海外発生期
<p><u>を防止するため必要と考えられる場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、国際的な整合性等に配慮しつつ、航空会社や船舶会社に対し、発生地域から来航又は発航する航空機・船舶の運航の制限の要請をし、その旨を公表する</u>²⁰。（国土交通省、厚生労働省、外務省）</p> <p>(4)-4 在外邦人支援</p> <p>① <u>国は、発生国に滞在・留学する邦人に對し、直接又は国内の各学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。</u>（外務省、文部科学省、関係省庁）</p> <p>② <u>国は、帰国を希望する在外邦人については、可能な限り定期航空便等の運航が行われている間の帰国が図られるよう、関係各国とも連携の上、定期便の運行情報の提供や、増便が必要な場合の航空会社への依頼等必要な支援を行う。</u>（外務省、国土交通省）</p> <p>③ <u>国は、定期航空便等の運行停止後、在外邦人について、発生国の状況を踏まえ、帰国に際しては検疫が強化されていることに留意しつつ、直ちに代替的帰国手段の検討を行い、対処方針を決定する。</u>（外務省、厚生労働省、国土交通省、防衛省、海上保安庁）</p> <p>④ <u>国は、感染した又は感染したおそれがある在外邦人に対しては、必要に応じ、在外公館備蓄分の抗インフルエンザウィルス薬の処方等を検討する。</u>（外務省、関係省庁）</p> <p>(4)-5 予防接種</p> <p>(4)-5-1 ワクチンの確保</p> <p>(4)-5-1-1 プレパンデミックワクチン</p> <p>国は、新型インフルエンザ発生後、国家備蓄しているプレパンデミックワクチンを用いて、既存のワクチン接種プログラムと併せて、予防接種を実施する。</p>	
	(4)-4 在外留学生対策
	① <u>県は、発生国に留学する者に對し、県内の各学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。</u> （所管部局名）
	(4)-5 予防接種

²⁰ 特措法第30条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
海外発生期	海外発生期
<p>クワクチンのうち、発生したウイルスに対して有効性が期待できるものについて、あらかじめ製剤化してあった当該ワクチンを接種するとともに、当該ワクチン原液の製剤化を直ちに行うよう、指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に要請する。（厚生労働省）</p>	
<p>(4)-5-1-2 パンデミックワクチン</p> <p>① 国は、新型インフルエンザウイルス株の特定後、国立感染症研究所に対して、直ちにワクチン製造株の開発、作製を行うよう指示する。（厚生労働省）</p> <p>② 国は、ワクチンの製造株の確保等ができ次第、パンデミックワクチンの生産を開始するよう、指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に要請する。季節性インフルエンザワクチンの生産時期に当たる場合には、製造ラインを中断してパンデミックワクチンの製造に切り替える等、生産能力を可能な限り最大限に活用するよう、指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に要請する。（厚生労働省）</p> <p>③ 国は、新型インフルエンザウイルス株（新感染症の場合は、病原体）の遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離株の入手状況に応じてワクチン製造用候補株の見直しを逐次検討し、その結果を指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に伝達する。（厚生労働省）</p> <p>④ 国は、パンデミックワクチンの承認について、プロトタイプワクチン、季節性インフルエンザワクチン、プレパンデミックワクチンに関するデータを活用して、短期間に適切に審査・承認を行う。（厚生労働省）</p> <p>⑤ 国は、国内でのワクチン確保を原則とするが、国際的な状況にも配慮しながら、必要に応じて輸入ワクチンを確保する。（厚生労働省）</p>	
<p>(4)-5-2 ワクチンの供給</p> <p>① 国は、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、供給量についての計画を策定するとともに、ワクチンが円滑に供給されるよう流通管理をする。（厚生労働省）</p>	<p>(4)-5-2 ワクチンの供給</p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
海外発生期	海外発生期
<p>② <u>国は、都道府県に対し、管内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築するよう要請する。</u>（厚生労働省）</p> <p>(4)-5-3 接種体制</p> <p>(4)-5-3-1 特定接種</p> <p>① <u>国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する。</u>（内閣官房、関係省庁）</p> <p>② <u>国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、国民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて特定接種の総枠やその対象や順位を決定するなど、基本的対処方針において、特定接種の具体的運用を定める²¹。</u>（内閣官房、厚生労働省、関係省庁）</p> <p>③ <u>国は、基本的対処方針を踏まえ、登録事業者の接種対象者、国家公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う</u>²²。（厚生労働省、関係省庁）</p> <p>④ <u>都道府県及び市町村は、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。</u>（厚生労働省）</p> <p>(4)-5-3-2 住民接種</p> <p>① <u>国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく</u></p>	<p>② <u>県は、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。</u> <u>（所管部局名）</u></p> <p>(4)-5-3 接種体制</p> <p>(4)-5-3-1 特定接種</p> <p>③ <u>県は、国の基本的対処方針を踏まえ、国が実施する登録事業者の接種対象者の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行うことに協力する。</u> <u>（所管部局名）</u></p> <p>④ <u>県及び市町村は、国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。</u> <u>（所管部局名）</u></p> <p>(4)-5-3-2 住民接種</p> <p>① <u>市町村は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条</u></p>

²¹ 備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いる。発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

²² 特措法第28条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
海外発生期	海外発生期
<p>新臨時接種の準備を開始する。また市町村においては、国と連携して、接種体制の準備を行う。（厚生労働省）</p> <p>② 国は、全国民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めるよう市町村に対し要請する。（厚生労働省）</p> <p><u>(4)-5-4 情報提供</u></p> <p>国は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。（厚生労働省）</p> <p><u>(4)-5-5 モニタリング</u></p> <p>国は、特定接種を実施した場合、接種実施モニタリングを行うとともに、科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集・分析及び評価を行う。（厚生労働省）</p>	<p>第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときは、国と連携して、接種体制の準備を行う。（所管部局名）</p> <p>② 県は、全県民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めるよう市町村に対し要請する。（所管部局名）</p> <p><u>(4)-5-4 情報提供</u></p> <p>県は、国が提供するワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。（所管部局名）</p>
(5) 医療	(5) 医療
<p><u>(5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義</u></p> <p>国は、新型インフルエンザ等の症例定義を明確にし、<u>随時修正を行い</u>、<u>関係機関に周知する</u>。（厚生労働省）</p> <p><u>(5)-2 医療体制の整備</u></p> <p>国は、<u>都道府県等に対して</u>、<u>以下を要請する</u>。（厚生労働省）</p> <p>① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。</p>	<p><u>(5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義</u></p> <p>県は、国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にしたとき、<u>関係機関に周知する</u>。（所管部局名）</p> <p><u>(5)-2 医療体制の整備</u></p> <p>県は、<u>保健所設置市と連携して</u>、<u>以下のことを行う</u>。（所管部局名）</p> <p>① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、<u>帰国者・接触者外来を有する医療機関において診断を行う</u>よう要請する。そのため、<u>帰国者・接触者外来を整備する</u>。</p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
海外発生期	海外発生期
<p>② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、<u>地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。</u></p> <p>③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。</p> <p>④ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を地方衛生研究所において、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、<u>それを確認する。</u></p> <p>(5)-3 帰国者・接触者相談センターの設置 国は、<u>都道府県等</u>に対して、以下を要請する。<u>(厚生労働省)</u></p> <p>① 帰国者・接触者相談センターを設置する。</p> <p>② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。</p> <p>(5)-4 医療機関等への情報提供 国は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</p> <p>(5)-5 検査体制の整備</p> <p>① 国は、病原体の情報に基づき、国立感染症研究所において、<u>新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を確立する。</u><u>(厚生労働省)</u></p> <p>② 国は、<u>地方衛生研究所を設置する地方公共団体</u>に対し、<u>地方衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための技術的支援を行い、検査体制を速やかに整備する。</u><u>(厚生労働省)</u></p> <p>③ 国は、新型インフルエンザの迅速診断キットの実用化を図る。<u>(厚生労</u></p>	<p>② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、<u>県医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。</u></p> <p>③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。</p> <p>④ 県は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を地方衛生研究所において、<u>亜型等の同定を行う。その検体の亜型等を</u>国立感染症研究所は、<u>確認する。</u></p> <p>(5)-3 帰国者・接触者相談センターの設置 県は、<u>以下のことを行い、保健所設置市</u>に対して、<u>同様の対応を要請する。</u><u>(所管部局名)</u></p> <p>① <u>保健所に</u>帰国者・接触者相談センターを設置する。</p> <p>② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。</p> <p>(5)-4 医療機関等への情報提供 県は、<u>国が提供する</u>新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。<u>(所管部局名)</u></p> <p>(5)-5 検査体制の整備</p> <p>② 県は、<u>地方衛生研究所において</u>新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施する体制を速やかに整備する。<u>(所管部局名)</u></p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
海外発生期	海外発生期
<u>労働省)</u>	
(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等 ① <u>国及び都道府県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。</u> ② <u>国は、都道府県等と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。</u> ③ <u>国は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(厚生労働省)</u>	(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等 ① <u>県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。(所管部局名)</u> ② <u>県及び保健所設置市は、国と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(所管部局名)</u> ③ <u>県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(所管部局名)</u>
(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保	(6) 県民生活及び地域経済の安定の確保
(6)-1 事業者の対応 ① <u>国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(関係省庁)</u> ② <u>指定(地方)公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び都道府県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。国は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。(関係省庁)</u> ③ <u>国は、指定(地方)公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。(関係省庁)</u>	(6)-1 事業者の対応 ① <u>県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(所管部局名)</u> ② <u>指定(地方)公共機関等は、その業務計画を踏まえ、県、国と連携し、事業継続に向けた準備を行う。県は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。(所管部局名)</u>
(6)-2 遺体の火葬・安置 <u>国は、都道府県を通じ、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。(厚生労働省)</u>	(6)-2 遺体の火葬・安置 <u>県は、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。(所管部局名)</u>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内発生早期	国内発生早期
<p>国内発生早期</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。 <p>(地域未発生期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>(地域発生早期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>	<p>国内発生早期</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 <p>県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <p>(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。 <p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。<u>国内</u>発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言を行い、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るために、<u>国民</u>への積極的な情報提供を行う。 3) <u>国内</u>での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、<u>国民</u>生活及び<u>国民</u>経済 	<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。 <p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。県内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、<u>国</u>が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るために、<u>県民</u>への積極的な情報提供を行う。 3) 県内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、<u>県民</u>生活及び<u>地域</u>経済

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内発生早期	国内発生早期
<p>の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</p> <p>6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p>	<p>の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</p> <p>6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p>
(1) 実施体制	(1) 実施体制
<p>(1)-1 基本的対処方針の変更</p> <p>国は、<u>基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公示する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)</u></p> <p>(1)-2 政府現地対策本部の設置</p> <p>国は、<u>発生の状況により、発生の初期の段階における都道府県に対する専門的調査支援のために必要があると認めるときは、政府現地対策本部を設置する。(厚生労働省、内閣官房、関係省庁)</u></p> <p>(1)-3 国際間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国は、<u>国内発生情報について、国際保健規則（IHR）に基づき、WHOへ通報する。(厚生労働省)</u> ② 国は、<u>WHO、OIE等のリファレンスラボラトリ一等と病原体の同定・解析、症例定義に関して協力をし、情報共有等を行う。(厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省)</u> ③ 国は、<u>ワクチンや治療薬の開発等に関する連携、協力をし、(厚生労働省、関係省庁)</u> <p>(1)-4 緊急事態宣言の措置</p> <p>(1)-4-1 緊急事態宣言</p> <p>① 国は、<u>国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対</u></p>	<p>(1)-1 実施体制</p> <p>青森県対策本部は、<u>国の国内感染早期の基本的対処方針及び青森県行動計画等に基づき、対策を協議し、実施する。(所管部局名)</u></p> <p>(1)-2 政府現地対策本部との連携</p> <p>県は、<u>国が県の区域を対象とする政府現地対策本部を設置したときは、これと連携する。(所管部局名)</u></p> <p>(1)-4 緊急事態宣言の措置</p> <p>(1)-4-1 緊急事態宣言</p> <p>① 県は、<u>国が県の区域において緊急事態宣言を行ったときは、国の基本</u></p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内発生早期	国内発生早期
<p>処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する²³。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)</p> <p>緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである²⁴。緊急事態宣言を行うまでの手順は、おおむね、以下のように考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省(国立感染症研究所及び検疫所を含む。)は、発生初期の段階において限られた情報しかない中であっても、諸外国の状況やWHOからの情報、積極的疫学調査の結果等の国内の患者等に関する情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に関係情報を報告する。 政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて、公示案として諮問。あわせて、新型インフルエンザ等緊急事態に伴う新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、基本的対処方針等諮問委員会に諮問する。 基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するとの専門的評価があった場合、政府対策本部長 	<p>的対処方針及び青森県行動計画に基づき、必要な対策を実施する。(所管部局名)</p>

²³ 特措法第32条

○ 新型インフルエンザ等が世界の何れかの場所で発生した場合、海外の症例やWHOの判断も踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われる。その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、緊急事態宣言を行うか否かの判断が求められることとなるが、その時点ではある程度の症例等の知見の集積が得られていることが通常考えられる。そのため、緊急事態宣言の要件である特措法第32条第1項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる場合とし（特措法施行令第6条第1項）、その運用に当たって海外及び国内の臨床例等の知見を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

○ 特措法第32条第1項の新型インフルエンザ等の「全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、疫学調査の結果、報告された患者等が感染した経路が特定できない場合又は上記のほか、患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由がある場合とし（特措法施行令第6条第2項）、その運用に当たって感染症法第15条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

※ 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

²⁴ 病原性が低い場合には宣言が行われず、個別の緊急事態措置は講じられないものである。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内発生早期	国内発生早期
<p>が緊急事態宣言を行うことを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する専門的評価を踏まえ、変更案を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府対策本部長は緊急事態宣言を行うとともに、基本的対処方針を変更する。 ・ あわせて、政府対策本部長は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する。 <p>② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。</p>	
<p>(1)-4-2 市町村対策本部の設置</p> <p>市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する²⁵。</p>	<p>(1)-4-2 市町村対策本部の設置</p> <p>市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。</p>
<p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>(2)-1 國際的な情報収集</p> <p>国は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する。（厚生労働省、外務省）</p>	<p>(2) サーベイランス・情報収集</p>
<p>(2)-2 サーベイランス</p>	<p>(2)-2 サーベイランス</p>

²⁵ 特措法第36条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内発生早期	国内発生早期
<p>① 国は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。<u>(厚生労働省、文部科学省)</u></p> <p>② 国は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。<u>(厚生労働省)</u></p> <p>③ 国は、国内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、都道府県等に対して、発生状況を迅速に情報提供する。都道府県等は、国と連携し、必要な対策を実施する。<u>(厚生労働省)</u></p> <p>(2)-3 調査研究</p> <p>① 国及び都道府県等は、発生した国内患者について、初期の段階には、積極的疫学調査チームを派遣し、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。<u>(厚生労働省)</u></p> <p>② 国は、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究と分析を速やかに行い、その成果を対策に反映させる。<u>(厚生労働省)</u></p>	<p>① 県及び保健所設置市は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。<u>(所管部局名)</u></p> <p>② 県は、国に協力し、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。<u>(所管部局名)</u></p> <p>③ 県及び保健所設置市は、国が情報提供する国内の発生状況を踏まえ、国と連携し、必要な対策を実施する。<u>(所管部局名)</u></p> <p>(2)-3 調査研究</p> <p>① 県及び保健所設置市は、発生した県内患者について、初期の段階には、積極的疫学調査チームを派遣し、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。<u>(所管部局名)</u></p>
(3) 情報提供・共有	(3) 情報提供・共有
<p>(3)-1 情報提供</p> <p>① 国は、国民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。<u>(関係省庁)</u></p> <p>② 国は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また学校・保育施設等や職場での感染対策に</p>	<p>(3)-1 情報提供</p> <p>① 県は、県民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。<u>(所管部局名)</u></p> <p>② 県は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また学校・保育施設等や職場での感染対策に</p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画		左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内発生早期		国内発生早期
<p>についての情報を適切に提供する。（厚生労働省、関係省庁）</p> <p>③ 国は、<u>国民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、地方公共団体や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、国民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。</u>（厚生労働省）</p>	<p>についての情報を適切に提供する。<u>（所管部局名）</u></p> <p>③ 県は、<u>県民から県のコールセンター等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。</u>（所管部局名）</p>	
<p>(3)-2 情報共有</p> <p>国は、<u>地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。</u>（厚生労働省）</p>	<p>(3)-2 情報共有</p> <p>県は、<u>国、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。</u>（所管部局名）</p>	
<p>(3)-3 コールセンター等の体制充実・強化</p> <p>① 国は、<u>国のコールセンター等の体制を充実・強化する。</u>（厚生労働省）</p> <p>② 国は、<u>都道府県・市町村に対し、状況の変化に応じたQ & Aの改定版を配布するほか、コールセンター等の体制の充実・強化を要請する。</u>（厚生労働省）</p>	<p>(3)-3 コールセンター等の体制充実・強化</p> <p>② 県は、<u>県のコールセンター等を充実・強化する。また、市町村に対し、市町村のコールセンター等の体制の充実・強化を要請する。</u>（所管部局名）</p>	
<p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>(4)-1 国内でのまん延防止対策</p> <p>① <u>都道府県等は、国と連携し、地域発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。</u>（厚生労働省）</p> <p>② <u>国及び都道府県等は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗 	<p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>(4)-1 県内でのまん延防止対策</p> <p>① <u>県及び保健所設置市は、国と連携し、地域発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。</u>（所管部局名）</p> <p>② <u>県及び保健所設置市は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗 	

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内発生早期	国内発生早期
<p>い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。<u>(厚生労働省)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。<u>(関係省庁)</u> ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。<u>(文部科学省、厚生労働省)</u> 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。（厚生労働省、国土交通省） <p>③ 国は、<u>都道府県等</u>や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。<u>(厚生労働省)</u></p>	<p>い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。<u>(所管部局名)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。<u>(所管部局名)</u> ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。<u>(所管部局名)</u> 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。<u>(所管部局名)</u> <p>③ 県は、<u>市町村</u>や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。<u>(所管部局名)</u></p>
<p>(4)-2 水際対策</p> <p>① 国は、<u>渡航者・入国者等</u>への情報提供・注意喚起を継続する。<u>(外務省、厚生労働省)</u></p> <p>② 国は、<u>在外邦人支援</u>を継続する。<u>(外務省、関係省庁)</u></p> <p>③ 国は、状況に応じて、不要不急の出国を自粛するよう勧告する。また、発熱症状等が見られる者が搭乗手続きしようとした場合には、必要に応じて拒否を行うよう、航空会社等に要請する。<u>(厚生労働省、国土交通省)</u></p> <p>④ 国は、検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、<u>措置を縮小する</u>。<u>(関係省庁)</u></p>	<p>(4)-2 水際対策</p> <p>① 県及び保健所設置市は、<u>国の水際対策</u>が継続される場合には、引き続きそれに協力する。<u>(所管部局名)</u></p> <p>④ 県及び保健所設置市は、検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、<u>その指示に従う</u>。<u>(所管部局名)</u></p>
<p>(4)-3-1 予防接種（住民接種）</p> <p>国は、海外発生期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供</p>	<p>(4)-3-1 予防接種（住民接種）</p> <p>県は、海外発生期の対策を継続し、<u>国がワクチンを確保した場合は、</u></p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内発生早期	国内発生早期
<p>給する準備を行うとともに、特定接種を進め、また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、決定する²⁶。</p> <p>① 国は、住民への接種順位について、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、接種順位を決定する。<u>(厚生労働省、内閣官房)</u></p> <p>② パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、<u>市町村は接種を開始するとともに、国は、接種に関する情報提供を開始するよう都道府県・市町村に対し求める。</u><u>(厚生労働省)</u></p> <p>③ 市町村は、接種の実施に当たり、<u>国及び都道府県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。</u><u>(厚生労働省)</u></p>	<p>ワクチンを速やかに供給する準備を行うとともに、特定接種を進める。 <u>(所管部局名)</u></p> <p>① 市町村は、住民への接種順位について、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、<u>国が接種順位を決定し、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。</u><u>(所管部局名)</u></p> <p>② 県及び市町村は、接種に関する情報提供を開始する。<u>(所管部局名)</u></p> <p>③ 市町村は、接種の実施に当たり、<u>国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。</u><u>(所管部局名)</u></p>
<p><u>(4)-3-2 モニタリング</u></p> <p>国は、ワクチン接種が終了した段階で、モニタリングに関する総合評価を行う。<u>(厚生労働省)</u></p>	
<p><u>(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置</u></p> <p>緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、<u>都道府県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都道府県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合</u> 	<p><u>(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置</u></p> <p>県の区域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 県は、<u>新型インフルエンザ等緊急事態においては、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだり</u>

²⁶ 特定接種が全て終わらなければ住民接種が開始できないというものではない。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内発生早期	国内発生早期
<p>を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、<u>国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り</u>、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。 <u>都道府県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。</u> 都道府県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、<u>国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り</u>、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。 <u>都道府県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。</u> <p>② 国は、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第45条及び感染症法に基づく措置などを活用した地域における重点的な感染拡大防止策の実施について検討を行い、結論を得る。<u>（内閣官房、厚生労働省、関係省庁）</u></p> <p>③ 市町村は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変</p>	<p>に外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられる。<u>（所管部局名）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、<u>県民の生命・健康の保護、県民生活・地域経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り</u>、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。<u>（所管部局名）</u> <u>要請・指示を行った際には、その施設名を公表する（所管部局名）。</u> 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、<u>県民の生命・健康の保護、県民生活・地域経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り</u>、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。<u>（所管部局名）</u> <u>特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する（所管部局名）。</u> <p>② 県は、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第45条及び感染症法に基づく措置などを活用した地域における重点的な感染拡大防止策の実施について検討を行い、<u>国と協議し、結論を得る。（所管部局名）</u></p> <p>③ 市町村は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変</p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内発生早期	国内発生早期
更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。 <u>(厚生労働省、都道府県、市町村)</u>	更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。 <u>(所管部局名)</u>
(5) 医療	(5) 医療
<p>(5)-1 医療体制の整備</p> <p>国は、<u>都道府県等</u>に対し、<u>発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者</u>であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、<u>帰国者・接触者外来</u>における診療体制や、<u>帰国者・接触者相談センター</u>における相談体制を、<u>海外発生期に引き続き継続することを要請する</u>。国は、<u>都道府県等</u>に対し、<u>患者等が増加してきた段階においては基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行することを要請する</u>。<u>(厚生労働省)</u></p>	<p>(5)-1 医療体制の整備</p> <p>県は、<u>発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者</u>であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、<u>帰国者・接触者外来</u>における診療体制や、<u>帰国者・接触者相談センター</u>における相談体制を、<u>海外発生期に引き続き継続する</u>。また、<u>県は、保健所設置市</u>に対し、<u>同様の対応を要請する</u>。<u>(所管部局名)</u></p> <p>県は、<u>保健所設置市と連携し、患者等が増加してきた段階においては国からの要請を踏まえ、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する</u>。<u>(所管部局名)</u></p>
<p>(5)-2 患者への対応等</p> <p>① <u>都道府県等</u>は、国と連携し、<u>新型インフルエンザ等と診断された者</u>に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、<u>発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する</u>。<u>(厚生労働省)</u></p> <p>② <u>都道府県等</u>は、国と連携し、必要と判断した場合に、<u>地方衛生研究所</u>において、<u>新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査</u>を行う。全ての<u>新型インフルエンザ等患者</u>のPCR検査等による確定診断は、<u>患者数が極めて少ない段階で実施するもの</u>であり、<u>患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う</u>。<u>(厚生労働省)</u></p>	<p>(5)-2 患者への対応等</p> <p>① <u>県及び保健所設置市</u>は、国と連携し、<u>新型インフルエンザ等と診断された者</u>に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、<u>発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する</u>。<u>(所管部局名)</u></p> <p>② <u>県及び保健所設置市</u>は、国と連携し、必要と判断した場合に、<u>地方衛生研究所</u>において、<u>新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査</u>を行う。</p> <p>全ての<u>新型インフルエンザ等患者</u>のPCR検査等による確定診断は、<u>患者数が極めて少ない段階で実施するもの</u>であり、<u>患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う</u>。<u>(所管部局名)</u></p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内発生早期	国内発生早期
<p>③ 都道府県等は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。（厚生労働省）</p> <p>(5)-3 医療機関等への情報提供 国は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（厚生労働省）</p> <p>(5)-4 抗インフルエンザウイルス薬 ① 国は、国内感染期に備え、引き続き、都道府県等と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。（厚生労働省） ② 国は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。（厚生労働省）</p> <p>(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動 国は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう都道府県警察を指導・調整する。（警察庁）</p> <p>(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、</p>	<p>③ 県及び保健所設置市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。（所管部局名）</p> <p>(5)-3 医療機関等への情報提供 県は、引き続き、国が提供する新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（所管部局名）</p> <p>(5)-4 抗インフルエンザウイルス薬 ① 県は、県内感染期に備え、引き続き、国及び保健所設置市と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。（所管部局名） ② 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。（所管部局名）</p> <p>(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動 県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。（所管部局名）</p> <p>(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置 県の区域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定</p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内発生早期	国内発生早期
医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる ²⁷ 。	めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。(所管部局名)
(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保	(6) 県民生活及び地域経済の安定の確保
(6)-1 事業者の対応 国は、 <u>全国の事業者</u> に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。 <u>(関係省庁)</u>	(6)-1 事業者の対応 県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。 <u>(所管部局名)</u>
(6)-2 国民・事業者への呼びかけ 国は、国民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。 <u>(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁)</u>	(6)-2 県民・事業者への呼びかけ 県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。 <u>(所管部局名)</u>
(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。	(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置 <u>県の区域において</u> 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。
(6)-3-1 事業者の対応等 指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。 <u>その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、そ</u>	(6)-3-1 事業者の対応等 指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。 <u>(所管部局名)</u>

²⁷ 特措法第47条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画		左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内発生早期		国内発生早期
<u>その他必要な対応策を速やかに検討する。(関係省庁)</u>		
(6)-3-2 電気及びガス並びに水の安定供給 ²⁸	(6)-3-2 電気及びガス並びに水の安定供給 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。	(6)-3-2 電気及びガス並びに水の安定供給 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 <u>(所管部局名)</u>
(6)-3-3 運送・通信・郵便の確保 ²⁹	運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。 電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。	運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。 <u>(所管部局名)</u> 電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。 <u>(所管部局名)</u>
郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急		

²⁸ 特措法第 52 条

²⁹ 特措法第 53 条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画		左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内発生早期		国内発生早期
事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。		事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。 <u>(所管部局名)</u>
(6)-3-4 サービス水準に係る国民への呼びかけ 国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、国民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。 <u>(内閣官房、関係省庁)</u>		(6)-3-4 サービス水準に係る <u>県民</u> への呼びかけ 県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。 <u>(所管部局名)</u>
(6)-3-5 緊急物資の運送等 ³⁰ ① 国、都道府県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。 <u>(国土交通省、関係省庁)</u> ② 国、都道府県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。 <u>(厚生労働省、関係省庁)</u> ③ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、国、都道府県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。 <u>(国土交通省、厚生労働省、関係省庁)</u>		(6)-3-5 緊急物資の運送等 ① 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。 <u>(所管部局名)</u> ② 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。 <u>(所管部局名)</u> ③ 県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。 <u>(所管部局名)</u>
(6)-3-6 生活関連物資等の価格の安定等 国、都道府県、市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実		(6)-3-6 生活関連物資等の価格の安定等 県及び市町村は、県民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実

³⁰ 特措法第 54 条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内発生早期	国内発生早期
<p>充実を図る。<u>(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁)</u></p> <p>(6)-3-7 犯罪の予防・取締り 国は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する<u>よう都道府県警察を指導・調整する。</u> <u>(警察庁)</u></p>	<p>を図る。<u>(所管部局名)</u></p> <p>(6)-3-7 犯罪の予防・取締り 県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。<u>(所管部局名)</u></p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画		左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内感染期		国内感染期
国内感染期		国内感染期
<ul style="list-style-type: none"> 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。 <p>(地域未発生期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>(地域発生早期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>(地域感染期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。</p>	<p>県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <p>(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。</p>	
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 医療体制を維持する。 健康被害を最小限に抑える。 国民生活及び国民経済への影響を最小限に抑える。 	<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 医療体制を維持する。 健康被害を最小限に抑える。 県民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。 	
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行う。 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 	<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 	

新型インフルエンザ等対策政府行動計画		左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載	
国内感染期		国内感染期	
<p>4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</p> <p>5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</p> <p>6) 欠勤者の増大が予測されるが、<u>国民生活・国民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</u></p> <p>7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</p> <p>8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</p>		<p>4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</p> <p>5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</p> <p>6) 欠勤者の増大が予測されるが、<u>県民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</u></p> <p>7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</p> <p>8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</p>	
<p>(1) 実施体制</p> <p>(1)-1 基本的対処方針の変更 国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内感染期に入った旨及び国内感染期の対処方針を公示する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)</p> <p>(1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。 ① 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する³¹。 ② 地方公共団体が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定</p>		<p>(1) 実施体制</p> <p>(1)-1 実施体制 青森県対策本部は、県内発生早期又は県内感染期に入ったことを判断し、国との基本的対処方針及び青森県行動計画等に基づき対策を協議し、実施する。(所管部局名)</p> <p>(1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置 県の区域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。 ① 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。 ② 県及び市町村が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定</p>	

³¹ 特措法第36条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内感染期	国内感染期
に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う ³² 。	に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。 <u>(所管部局名)</u>
(2) サーベイランス・情報収集	(2) サーベイランス・情報収集
<p><u>(2)-1 国際的な情報収集</u></p> <p>国は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、引き続き国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する。<u>(厚生労働省、外務省)</u></p>	<p><u>(2)-2 サーベイランス</u></p> <p>県及び保健所設置市は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階では、新型インフルエンザ等患者等の全数把握については、<u>都道府県ごと</u>の対応とする。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。<u>(厚生労働省、文部科学省)</u></p> <p>(県内未発生期、県内発生早期における対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。<u>(厚生労働省)</u> ② 国は、引き続き、<u>国内の発生状況</u>をリアルタイムで把握し、<u>都道府県等</u>に対して、発生状況を迅速に情報提供する。<u>都道府県等</u>は、国と連携し、必要な対策を実施する。<u>(厚生労働省)</u> <p><u>(2)-3 調査研究</u></p> <p>国は、引き続き、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析するほか、<u>新型インフルエンザ迅速診断キット</u>の有効性や、特に重症者の症状・治療法と転帰等、対策に必要な調査研究と分析を速やかに行い、</p>

³² 特措法第38条、39条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内感染期	国内感染期
その成果を対策に反映させる。(厚生労働省)	
(3) 情報提供・共有	(3) 情報提供・共有
<p>(3)-1 情報提供</p> <p>① <u>国</u>は、引き続き、<u>国民</u>に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。<u>(関係省庁)</u></p> <p>② <u>国</u>は、引き続き、特に個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、<u>都道府県</u>の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。<u>(厚生労働省、関係省庁)</u></p> <p>③ <u>国</u>は、引き続き、<u>国民</u>から<u>コールセンター</u>等に寄せられる問い合わせや<u>地方公共団体</u>や<u>関係機関</u>等から寄せられる情報の内容も踏まえて、<u>国民</u>や<u>関係機関</u>がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。<u>(厚生労働省)</u></p>	<p>(3)-1 情報提供</p> <p>① <u>県</u>は、引き続き、<u>県民</u>に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。<u>(所管部局名)</u></p> <p>② <u>県</u>は、引き続き、特に個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、<u>県内</u>の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。<u>(所管部局名)</u></p> <p>③ <u>県</u>は、引き続き、<u>県民</u>から相談窓口（<u>県のコールセンター</u>等）に寄せられる問い合わせや<u>市町村</u>や<u>関係機関</u>等から寄せられる情報の内容も踏まえて、<u>県民</u>や<u>関係機関</u>がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。<u>(所管部局名)</u></p>
<p>(3)-2 情報共有</p> <p><u>国</u>は、<u>地方公共団体</u>や<u>関係機関</u>等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、都道府県単位での流行や対策の状況を的確に把握する。<u>(内閣官房、厚生労働省)</u></p>	
<p>(3)-3 コールセンター等の継続</p> <p>① <u>国</u>は、<u>国</u>の<u>コールセンター</u>等を継続する。<u>(厚生労働省)</u></p> <p>② <u>国</u>は、<u>都道府県・市町村</u>に対し、<u>状況の変化に応じたQ & Aの改定版</u>を配布し、<u>コールセンター</u>等の継続を要請する。<u>(厚生労働省)</u></p>	<p>(3)-3 相談窓口の継続</p> <p>② <u>県</u>は、<u>県のコールセンター</u>等を継続する。また、<u>市町村</u>に対し、<u>相談窓口</u>の継続を要請する。<u>(所管部局名)</u></p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画		左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
		国内感染期
(4) 予防・まん延防止		(4) 予防・まん延防止
(4)-1 国内でのまん延防止対策		(4)-1 県内でのまん延防止対策
<p>① <u>国及び都道府県等は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(厚生労働省) ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係省庁) ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業³³（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行いうよう学校の設置者に要請する。(文部科学省、厚生労働省) ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(厚生労働省、国土交通省) <p>② <u>国は、都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。</u>(厚生労働省)</p> <p>③ <u>国は、都道府県等と連携し、医療機関に対し、地域感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。</u>(厚生労働省)</p>	<p>① <u>業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>県及び保健所設置市は、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。</u>(所管部局名) ・ <u>県及び保健所設置市は、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。</u>(所管部局名) ・ <u>県は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行いうよう学校の設置者に要請する。</u>(所管部局名) ・ <u>県・保健所設置市は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。</u>(所管部局名) <p>② <u>県は、市町村や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。</u>(所管部局名)</p> <p>③ <u>県及び保健所設置市は、国と連携し、医療機関に対し、県内感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請する。</u>(所管部局名)</p>	

³³ 感染が拡大するにつれて感染拡大防止の効果は低下することから、状況に応じて対策を緩和することも考えられる。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画		左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
		国内感染期
<p>④ 都道府県等は、地域感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。</p>		<p>④ 県及び保健所設置市は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。<u>(所管部局名)</u></p>
<p>(4)-2 水際対策 国内発生早期の記載を参照</p>		<p>(4)-2 水際対策 国内発生早期の記載を参照</p>
<p>(4)-3 予防接種 <u>国は、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、国は特定接種を、市町村は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(厚生労働省、内閣官房、関係省庁)</u></p>		<p>(4)-3 予防接種 <u>県は、国内発生早期の対策を継続する。市町村は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(所管部局名)</u></p>
<p>(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれるの特別な状況において、都道府県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。 ・ 都道府県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。 		<p>(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置 県の区域において緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 県は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれるなどの特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。<u>(所管部局名)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。<u>(所管部局名)</u> ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・地域経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。<u>(所管部局名)</u>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画		左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内感染期		国内感染期
<p><u>都道府県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、<u>国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。</u> <p><u>都道府県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。</u></p> <p>② 国は、<u>国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。（厚生労働省、内閣官房、関係省庁）</u></p>		<p>要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。<u>（所管部局名）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、<u>県民の生命・健康の保護、県民生活・地域経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。</u><u>（所管部局名）</u> <p>特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。<u>（所管部局名）</u></p> <p>② 市町村は、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。<u>（所管部局名）</u></p>
(5) 医療		(5) 医療
<p>(5)-1 患者への対応等</p> <p>国は、<u>都道府県等に対し、以下を要請する。（厚生労働省）</u></p> <p><u>（地域未発生期、地域発生早期の地域（都道府県）における対応）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。 必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。 		<p>(5)-1 患者への対応等</p> <p>県は、<u>以下の対策を行う。また、保健所設置市に対し、同様の対応を要請する。（所管部局名）</u></p> <p><u>（県内未発生期、県内発生早期における対応）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。 必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内感染期	国内感染期
(地域感染期の地域（都道府県）における対応) <ul style="list-style-type: none"> ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。 ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。 ③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。 ④ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。 (5)-2 医療機関等への情報提供 <u>国</u> は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。 <u>(厚生労働省)</u> (5)-3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用 <u>国</u> は、 <u>国及び都道府県</u> における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、また、各都道府県の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認するとともに、 <u>都道府県の要請等</u> に応じ、国備蓄分を配分する等の調整を行う。 <u>(厚生労働省)</u> (5)-4 在宅で療養する患者への支援 市町村は、 <u>国及び都道府県</u> と連携し、関係団体の協力を得ながら、患	(県内感染期における対応) <ul style="list-style-type: none"> ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。 ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。 ③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。 ④ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。 (5)-2 医療機関等への情報提供 <u>県</u> は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。 <u>(所管部局名)</u> (5)-3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用 <u>県</u> は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、また、各都道府県の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認するとともに、 <u>必要に応じ、国備蓄分の配分を要請する。</u> <u>(所管部局名)</u> (5)-4 在宅で療養する患者への支援 市町村は、 <u>国及び県</u> と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内感染期	国内感染期
<p>者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。</p> <p>(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動 国は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るために、必要に応じた警戒活動等を行う<u>よう都道府県警察を指導・調整する。</u>（警察庁）</p> <p>(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。 ① 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するため必要な措置を講ずる³⁴。 ② <u>都道府県等</u>は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院³⁵等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し³⁶、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。（厚生労働省）</p>	<p>療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。<u>（所管部局名）</u></p> <p>(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動 県は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るために、必要に応じた警戒活動等を行う。<u>（所管部局名）</u></p> <p>(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置 県の区域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。 ① 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するため必要な措置を講ずる。<u>（所管部局名）</u> ② 県は、国及び保健所設置市と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。<u>（所管部局名）</u></p>

³⁴ 特措法第47条

³⁵ 医療法施行規則第10条

³⁶ 特措法第48条第1項及び第2項（保健所設置市及び特別区以外の市町村も状況によっては設置する。）

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内感染期	国内感染期
(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保	(6) 県民生活及び地域経済の安定の確保
(6)-1 事業者の対応 国は、 <u>全国の事業者</u> に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。(関係省庁)	(6)-1 事業者の対応 県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。 <u>(所管部局名)</u>
(6)-2 国民・事業者への呼びかけ 国は、 <u>国民</u> に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。 <u>(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁)</u>	(6)-2 県民・事業者への呼びかけ 県は、 <u>県民</u> に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。 <u>(所管部局名)</u>
(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。	(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置 県の区域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。
(6)-3-1 業務の継続等 ① 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。(関係省庁) ② 国は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。(関係省庁)	(6)-3-1 業務の継続等 ① 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。 <u>(所管部局名)</u> ② 県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。 <u>(所管部局名)</u>
(6)-3-2 電気及びガス並びに水の安定供給 国内発生早期の記載を参照	(6)-3-2 電気及びガス並びに水の安定供給 国内発生早期の記載を参照

新型インフルエンザ等対策政府行動計画		左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
		国内感染期
(6)-3-3 運送・通信・郵便の確保 国内発生早期の記載を参照		(6)-3-3 運送・通信・郵便の確保 国内発生早期の記載を参照
(6)-3-4 サービス水準に係る国民への呼びかけ 国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、国民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。 <u>(内閣官房、関係省庁)</u>		(6)-3-4 サービス水準に係る国民への呼びかけ 県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。 <u>(所管部局名)</u>
(6)-3-5 緊急物資の運送等 国内発生早期の記載を参照		(6)-3-5 緊急物資の運送等 国内発生早期の記載を参照
(6)-3-6 物資の売渡しの要請等 ³⁷ ① 都道府県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。 ② 都道府県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。		(6)-3-6 物資の売渡しの要請等 ① 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。 <u>(所管部局名)</u> ② 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。 <u>(所管部局名)</u>
(6)-3-7 生活関連物資等の価格の安定等 ① 国、都道府県、市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、		(6)-3-7 生活関連物資等の価格の安定等 ① 県及び市町村は、県民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係

³⁷ 特措法第55条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画		左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内感染期		国内感染期
	<p>関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う³⁸。(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁)</p> <p>② 国、都道府県、市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁)</p> <p>③ 国は、米穀、小麦等の供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、備蓄している物資の活用を検討する。(農林水産省、関係省庁)</p> <p>④ 国、都道府県、市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁)</p> <p>(6)-3-8 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援 国は、市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。(厚生労働省)</p> <p>(6)-3-9 犯罪の予防・取締り 国内発生早期の記載を参照。</p> <p>(6)-3-10 埋葬・火葬の特例等³⁹</p>	<p>事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(所管部局名)</p> <p>② 県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(所管部局名)</p> <p>④ 県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づき、適切な措置を講ずる。(所管部局名)</p> <p>(6)-3-8 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援 県は、市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。(所管部局名)</p> <p>(6)-3-9 犯罪の予防・取締り 国内発生早期の記載を参照。</p> <p>(6)-3-10 埋葬・火葬の特例等</p>

³⁸ 特措法第59条

³⁹ 特措法第56条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画		左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内感染期		国内感染期
	<p>① 国は、都道府県を通じ、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、都道府県を通じ、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。(厚生労働省)</p> <p>③ 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める。(厚生労働省)</p> <p>④ 都道府県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。</p>	<p>① 県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。(所管部局名)</p> <p>② 県は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。(所管部局名)</p> <p>④ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(所管部局名)</p>
(6)-3-11	新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等 ⁴⁰	
	<p>国は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定する。(内閣官房、関係省庁)</p>	
(6)-3-12	新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 ⁴¹	
	<p>① 政府関係金融機関等は、あらかじめ業務継続体制の整備等に努め、新型インフルエンザ等緊急事態において、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減</p>	

⁴⁰ 特措法第 57 条

⁴¹ 特措法第 60 条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
国内感染期	国内感染期
<p><u>その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>② 日本政策金融公庫等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、影響を受ける中小企業及び農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、特別な融資を実施するなど実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。</p> <p>③ 日本政策金融公庫は、新型インフルエンザ等緊急事態において、株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の主務大臣による認定が行われたときは、同項で定める指定金融機関が、当該緊急事態による被害に対処するために必要な資金の貸付け、手形の割引等の危機対応業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、危機対応円滑化業務を実施する。</p> <p>(6)-3-13 金銭債務の支払猶予等⁴² 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、経済の秩序が混乱するおそれがある場合には、その対応策を速やかに検討する。</p> <p>(6)-3-14 通貨及び金融の安定⁴³ 日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その業務計画で定めるところにより、我が国の中央銀行として、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講ずる。</p>	

⁴² 特措法第58条

⁴³ 特措法第61条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
小康期	小康期
<p>小康期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・大流行は一旦終息している状況。 <p>目的 :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>国民生活及び国民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</u> <p>対策の考え方 :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について<u>国民に情報提供する</u>。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。 	<p>小康期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・大流行は一旦終息している状況。 <p>目的 :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>県民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</u> <p>対策の考え方 :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について<u>県民に情報提供する</u>。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。
<p>(1) 実施体制</p> <p>(1)-1 <u>基本的対処方針の変更</u> 国は、<u>基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)</u></p> <p>(1)-2 緊急事態解除宣言</p>	<p>(1) 実施体制</p> <p>(1)-1 <u>実施体制</u> <u>青森県対策本部は、国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、青森県行動計画等に基づき対策を協議し、実施する。(所管部局名)</u></p> <p>(1)-2 緊急事態解除宣言</p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載	
小康期		小康期
<p>国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行い、国会に報告する⁴⁴。（内閣官房、厚生労働省、その他全省庁）</p> <p>「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合 ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内に收まり、社会経済活動が通常ペースで営まれるようになった場合 ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合 <p>などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。</p>	<p>県は、国が県の区域において緊急事態宣言を解除した場合は、国の基本的対処方針に基づき、対策を縮小・中止する。（所管部局名）</p>	
<p>(1)-3 対策の評価・見直し</p> <p>国は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、政府行動計画、ガイドライン等の見直しを行う。（内閣官房、厚生労働省、関係省庁）</p>	<p>(1)-3 対策の評価・見直し</p> <p>県は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、政府行動計画等の見直しを踏まえ、必要に応じ、青森県行動計画、マニュアル等の見直しを行う。（所管部局名）</p>	
<p>(1)-4 政府対策本部の廃止</p> <p>国は、新型インフルエンザ等に罹患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザに罹患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザに対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザと認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法</p>		

⁴⁴ 小康期に限らず、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
小康期	小康期
<p>に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し国会に報告し公示する⁴⁵。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)</p> <p>(1)-5 都道府県対策本部、市町村対策本部の廃止 都道府県は、政府対策本部が廃止し、また市町村は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに<u>都道府県対策本部又は市町村対策本部</u>を廃止する⁴⁶。</p>	<p>(1)-5 青森県対策本部、市町村対策本部の廃止 県は、政府対策本部が廃止されたときは、速やかに<u>青森県対策本部</u>を廃止する。<u>(所管部局名)</u> また市町村は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに<u>市町村対策本部</u>を廃止する。</p>
<p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>(2)-1 國際的な情報収集 国は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各國の対応について、國際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する。(厚生労働省、外務省)</p> <p>(2)-2 サーベイランス ① 国は、通常のサーベイランスを継続する。(厚生労働省) ② 国は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。(厚生労働省、文部科学省)</p>	<p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>(2)-2 サーベイランス ① 県及び保健所設置市は、通常のサーベイランスを継続する。<u>(所管部局名)</u> ② 県及び保健所設置市は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。<u>(所管部局名)</u></p>
<p>(3) 情報提供・共有</p>	<p>(3) 情報提供・共有</p>

⁴⁵ 特措法第21条

⁴⁶ 特措法第25条、第37条

新型インフルエンザ等対策政府行動計画		左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
		小康期
(3)-1 情報提供		(3)-1 情報提供
① 国は、引き続き、 <u>国民</u> に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。 <u>(関係省庁)</u>		① 県は、引き続き、 <u>県民</u> に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。 <u>(所管部局名)</u>
② 国は、 <u>国民</u> から <u>コールセンター</u> 等に寄せられた問い合わせ、 <u>地方公共団体</u> や <u>関係機関</u> 等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。 <u>(関係省庁)</u>		② 県は、 <u>県民</u> から <u>県のコールセンター</u> 等に寄せられた問い合わせ、 <u>市町村</u> や <u>関係機関</u> 等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。 <u>(所管部局名)</u>
(3)-2 情報共有		(3)-2 情報共有
国は、 <u>地方公共団体</u> や <u>関係機関</u> 等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。 <u>(内閣官房、厚生労働省)</u>		県は、 <u>国、市町村</u> や <u>関係機関</u> 等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。 <u>(所管部局名)</u>
(3)-3 コールセンター等の体制の縮小		(3)-3 相談窓口の体制の縮小
国は、状況を見ながら、 <u>国</u> の <u>コールセンター</u> 等の体制を縮小するとともに、 <u>都道府県・市町村</u> に対しコールセンター等の体制の縮小を要請する。 <u>(厚生労働省)</u>		県は、状況を見ながら、 <u>県</u> の <u>コールセンター</u> 等の体制を縮小する。 <u>(所管部局名)</u>
		県は、 <u>市町村</u> に対し、 <u>市町村のコールセンター</u> 等の体制の縮小を要請する。 <u>(所管部局名)</u>
(4) 予防・まん延防止		(4) 予防・まん延防止
(4)-1 水際対策		
国は、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直す。 <u>(外務省、厚生労働省)</u>		
(4)-2 予防接種		(4)-2 予防接種
市町村は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。		市町村は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。 <u>(所管部局名)</u>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
小康期	小康期
(4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、市町村は、 <u>国及び都道府県</u> と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。	(4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置 県の区域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、 <u>以下の対策</u> を行う。 <u>(所管部局名)</u> 市町村は、 <u>国及び県</u> と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。
(5) 医療	(5) 医療
(5)-1 医療体制 都道府県等は、 <u>国</u> と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。 <u>(厚生労働省)</u>	(5)-1 医療体制 県は、 <u>国及び保健所設置市</u> と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。 <u>(所管部局名)</u>
(5)-2 抗インフルエンザウイルス薬 ① 国は、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成し、 <u>都道府県等及び医療機関</u> に対し周知する。 <u>(厚生労働省)</u> ② 国及び都道府県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。 <u>(厚生労働省)</u>	(5)-2 抗インフルエンザウイルス薬 ① 県は、 <u>国</u> が国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成したときは、 <u>医療機関</u> に対し周知する。 <u>(所管部局名)</u> ② 県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。 <u>(所管部局名)</u>
(5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置 必要に応じ、 <u>国内感染期</u> に講じた措置を適宜縮小・中止する。	(5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置 必要に応じ、 <u>県内感染期</u> に講じた措置を適宜縮小・中止する。
(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保	(6) 県民生活及び地域経済の安定の確保
(6)-1 国民・事業者への呼びかけ 国は、必要に応じ、引き続き、 <u>国民</u> に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業	(6)-1 県民・事業者への呼びかけ 県は、必要に応じ、引き続き、 <u>県民</u> に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
小康期	小康期
<p>者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。<u>(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁)</u></p> <p>(6)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>(6)-2-1 業務の再開</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国は、<u>全国の事業者</u>に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。<u>(厚生労働省、関係省庁)</u> ② 国は、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。<u>(関係省庁)</u> <p>(6)-2-2 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 国内感染期の記載を参照。</p> <p>(6)-2-3 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国は、<u>国内の状況等</u>を踏まえ、<u>国内感染期</u>で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。<u>(内閣官房、関係省庁)</u> ② <u>都道府県、市町村、指定（地方）</u>公共機関は、国と連携し、<u>国内の状況等</u>を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。<u>(厚生労働省、関係省庁)</u> 	<p>事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。<u>(所管部局名)</u></p> <p>(6)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>(6)-2-1 業務の再開</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県は、事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。<u>(所管部局名)</u> ② 県は、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。<u>(所管部局名)</u> <p>(6)-2-2 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 国内感染期の記載を参照。</p> <p>(6)-2-3 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県は、<u>県内の状況等</u>を踏まえ、<u>県内感染期</u>で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。<u>(所管部局名)</u> ② 市町村、指定（地方）公共機関は、国と連携し、<u>県内の状況等</u>を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。<u>(所管部局名)</u>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画					左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載																																		
(別添)					(別添)																																		
特定接種の対象となる業種・職務について					特定接種の対象となる業種・職務について																																		
<p>特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。</p>					<p>特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、<u>政府行動計画</u>において基本的な考え方を以下のとおり整理している。</p>																																		
(1) 特定接種の登録事業者					(1) 特定接種の登録事業者																																		
<p>A 医療分野 (A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>類型</th> <th>業種小分類</th> <th>社会的役割</th> <th>担当省庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新型インフルエンザ等医療型</td> <td>A-1</td> <td>新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション</td> <td>新型インフルエンザ等医療の提供</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>重大・緊急医療型</td> <td>A-2</td> <td>救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センタ</td> <td>生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供</td> <td>厚生労働省</td> </tr> </tbody> </table>					業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁	新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省	重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センタ	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省	<p>A 医療分野 (A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>類型</th> <th>業種小分類</th> <th>社会的役割</th> <th>担当省庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新型インフルエンザ等医療型</td> <td>A-1</td> <td>新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション</td> <td>新型インフルエンザ等医療の提供</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>重大・緊急医療型</td> <td>A-2</td> <td>救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センタ</td> <td>生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供</td> <td>厚生労働省</td> </tr> </tbody> </table>					業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁	新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省	重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センタ	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省
業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁																																			
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省																																			
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センタ	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省																																			
業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁																																			
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省																																			
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センタ	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省																																			

新型インフルエンザ等対策政府行動計画					左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載									
		一、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関												
(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。					(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。									
B 国民生活・国民経済安定分野														
(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5:														
業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁	業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁					
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設 (A-1に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省	社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設 (A-1に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省					

新型インフルエンザ等対策政府行動計画					左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載				
		児童福祉施設					児童福祉施設		
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省	医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省	医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省	医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省	ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省	銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省	空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な	国土交通省	航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な	国土交通省

新型インフルエンザ等対策政府行動計画					左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載				
			旅客運送及び緊急物資の運送					旅客運送及び緊急物資の運送	
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 緊急物資（特措法施行 令第14条で定める医薬品、 食品、医療機器その他の衛生用品、 燃料をいう。以下同じ。）の運 送業務	国土交通省	水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 緊急物資（特措法施行 令第14条で定める医薬品、 食品、医療機器その他の衛生用品、 燃料をいう。以下同じ。）の運 送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 通信の確保	総務省	通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省	鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 電気の安定的・適切な供給	経済産業省	電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 緊急物資の運送	国土交通省	道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 旅客の運送	国土交通省	道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等 発生時における国民への 情報提供	総務省	放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等 発生時における国民への 情報提供	総務省

新型インフルエンザ等対策政府行動計画					左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載				
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等 発生時における郵便の 確保	総務省	郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等 発生時における郵便の 確保	総務省
映像・音声・ 文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等 発生時における国民へ の情報提供	—	映像・音声・ 文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等 発生時における国民へ の情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 資金決済及び資金の円 滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省	銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 資金決済及び資金の円 滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用 水供給業	—	河川管理・用水供給 業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 水道、工業用水の安定 的・適切な供給に必要 な水源及び送水施設の 管理	国土交通 省	河川管理・用 水供給業	—	河川管理・用水供給 業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 水道、工業用水の安定 的・適切な供給に必要 な水源及び送水施設の 管理	国土交通 省
工業用水道 業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 工業用水の安定的・適 切な供給	経済産業 省	工業用水道 業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 工業用水の安定的・適 切な供給	経済産業 省
下水道業	—	下水道処理施設維 持管理業 下水管路施設維 持管理業	新型インフルエンザ等 発生時における下水道 の適切な運営	国土交通 省	下水道業	—	下水道処理施設維 持管理業 下水管路施設維 持管理業	新型インフルエンザ等 発生時における下水道 の適切な運営	国土交通 省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等	厚生労働	上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等	厚生労働

新型インフルエンザ等対策政府行動計画					左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載				
			発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	省				発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁	金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPGガスを含む）の供給	経済産業省	石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPGガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省	石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省	熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省	飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー —	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイ	経済産業省	各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー —	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイ	経済産業省

新型インフルエンザ等対策政府行動計画					左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載				
			レットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。) の販売				レットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。) の販売		
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業(育児用調整粉乳に限る)	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料の供給	農林水産省	食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業(育児用調整粉乳に限る)	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料及び食料を製造するための原材料の供給	農林水産省	飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料及び食料を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業(LPガス、ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省	石油事業者	B-5	燃料小売業(LPガス、ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省	その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省	その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等	経済産業	その他小売	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等	経済産業

新型インフルエンザ等対策政府行動計画					左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載				
業 業			発生時における最低限 の生活必需品の販売	省	業			発生時における最低限 の生活必需品の販売	省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省	廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省
(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。					(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。				
(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。					(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。				
(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員					(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員				
特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。					特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。				
区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務 (=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)					区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務 (=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)				
区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務					区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務				
区分3：民間の登録事業者と同様の職務					区分3：民間の登録事業者と同様の職務				
区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務					区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務				
特定接種の対象となる職務			区分	担当省庁	特定接種の対象となる職務			区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務			区分1	内閣官房	政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務			区分1	内閣官房
政府対策本部の事務			区分1	内閣官房	政府対策本部の事務			区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務			区分1	内閣官房	政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務			区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供			区分1	内閣官房	政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供			区分1	内閣官房

新型インフルエンザ等対策政府行動計画			左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載		
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1	各府省庁	各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁	各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省	諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省	検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省	国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局	緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—	都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—	都道府県対策本部の事務	区分1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—	市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—	市町村対策本部の事務	区分1	—

新型インフルエンザ等対策政府行動計画			左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載		
新型インフルエンザウイルス性状況解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—	新型インフルエンザウイルス性状況解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—	住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む）	区分1	—	新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む）	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—	新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
国会の運営	区分1	—	国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—	地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	—	緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	—
区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務			区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務		
特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁	特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—	令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省	勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省	刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁	医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁

新型インフルエンザ等対策政府行動計画			左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載		
区分1 区分2	区分1 区分2	区分1 区分2	区分1 区分2	区分1 区分2	区分1 区分2
救急 消火、救助等		消防庁	救急 消火、救助等		消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁	事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省	防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁	国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁
区分3：民間の登録事業者と同様の業務 (1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務			区分3：民間の登録事業者と同様の業務 (1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務		

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
(参考)	
国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	
※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。	
(1) 実施体制	
(1)-1 政府の体制強化	
<p>① 国は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、関係省庁対策会議を開催し、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)</p> <p>② 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う92鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じ、関係省庁において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、水際対策、在外邦人へ情報提供等の対策に関する措置について検討する。(内閣官房、厚生労働省、外務省、関係省庁)</p>	
(1)-2 國際間の連携	
<p>① 国は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況について、海外関係機関等との情報交換を行う。(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省)</p>	

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
(参考)	
(2) サーベイランス・情報収集	
(2)-1 情報収集	<p>① 国は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。また、在外公館、国立感染症研究所（WHO インフルエンザコラボーティングセンター等）及び検疫所は、情報を得た場合には速やかに関係部局に報告する。</p> <p>情報収集源としては、以下のとおりとする。（厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 國際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等） ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所 ・ 地方公共団体
(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス	<p>① 国は、国内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。（厚生労働省）</p>
(3) 情報提供・共有	
(3)-1 国は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生した地方公共団体と連携し、発生状況及び対策について、国民に積極的な情報提供を行う。（内閣官房、厚生労働省）	
(3)-2 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じて地方公共団体に対し、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報提供を行い、また、国民に積極的な情報提供を行う。（内閣官房、厚生労働省、関係省庁）	

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
(参考)	
(4) 予防・まん延防止	
<p><u>(4)-1 在外邦人への情報提供</u></p> <p>① 国は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する在外邦人に對し、直接又は国内の各学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起（養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等）を行う。また、国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、同様の情報提供、注意喚起を行う。（外務省、厚生労働省、文部科学省）</p>	
<p><u>(4)-2 人への鳥インフルエンザの感染対策</u></p> <p><u>(4)-2-1 水際対策</u></p>	
<p>① 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を行う。</p> <p>② 検疫所は、検疫法の対象となる鳥インフルエンザについては、有症者の早期発見に努めるとともに、有症者の対応に必要な備品、検査機器等を十分整備し、検疫法に基づく診察、健康監視、都道府県知事への通知等を実施する。（厚生労働省）</p>	
<p><u>(4)-2-2 疫学調査、感染対策</u></p> <p>① 国は、都道府県等に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームを派遣し、地方公共団体と連携して、積極的疫学調査を実施する。（厚生労働省）</p>	

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
(参考)	
<p>② 国は、都道府県等に対し、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施を要請する。（厚生労働省）</p> <p>③ 国は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。（厚生労働省）</p> <p>④ 国は、国内発生情報について、国際保健規則（IHR）に基づき、WHOへ通報する。（厚生労働省）</p>	
(4)-2-3 家きん等への防疫対策	
<p>① 国は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域からの家きん等の輸入停止、渡航者への注意喚起、国内の農場段階での衛生管理等を徹底する。（関係省庁）</p> <p>② 国内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、以下の対策を実施する。（関係省庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県との連携を密にし、防疫指針に則した都道府県の具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を支援する。（農林水産省） ・ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、都道府県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、都道府県からの求めに応じ、自衛隊の部隊等による支援を行う。（防衛省） ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導・調整する。（警察庁） 	
(5) 医療	

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	左の計画中、都道府県・市町村等の対策・措置等の記載
(参考)	
<p>(5)-1 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合</p> <p>① 国は、都道府県等に対し、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう、助言する。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、都道府県等に対し、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。また、検査方法について、各地方衛生研究所で実施できるよう情報提供を行う。(厚生労働省)</p> <p>③ 国は、都道府県等に対し、感染症法に基づき鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む。)について、入院その他の必要な措置を講ずるよう要請する。(厚生労働省)</p>	
<p>(5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合</p> <p>国は、都道府県等に対し、以下について要請する。(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報について、国に情報提供すること及び医療機関等に周知することを要請する。 ・ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。 	